

4月企画運営委員会次第

日 時 平成 24 年 4 月 11 日(水)15:00～
場 所 県社会福祉会館 2 階 第 1 会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 新企画運営委員会への辞令交付
 - (2) 理事会の開催概要について
 - (3) 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
 - (4) 平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
 - (5) 平成 23 年度保育士の専門性を高める研修会（関東ブロック）事業報告及び決算について
 - (6) 平成 24 年度保育事業永年勤続表彰について
 - (7) 第 46 回神奈川県保育事業大会の開催について
 - (8) 第 53 回関東ブロック保育研究大会について
 - (9) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No11-25
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※5月企画運営委員会（予定）

平成 24 年 5 月 17 日(木)15:00～ 県社会福祉会館 2 階第 1 会議室

	地区	公私	保育園名	氏名	〒	住所	TEL	FAX	備考
	小田原	私	上府中保育園	都築 融光	250-0215	小田原市千代 694-1	0465-42-1642	0465-42-7720	
1	横須賀	私	長井婦人会保育園	宮田 丈乃	238-0316	横須賀市長井 2-2-3	046-856-1112	046-856-1112	
2	横須賀	私	長岡保育園	高木 睦子	239-0842	横須賀市長沢 1-25-8	046-848-0147	046-848-0022	
3	横須賀	公	森崎保育園	長谷川真由美	238-0023	横須賀市森崎 3-8-1	046-836-6871	046-836-6871	
4	鎌倉	私	清心保育園	伊福部 帥	247-0056	鎌倉市大船 6-5-53	0467-44-7855	0467-44-7698	
5	鎌倉	公	大船保育園	鈴木 恵子	247-0056	鎌倉市大船 2-10-24	0467-44-6291	0467-44-6291	
	藤沢	私	高谷保育園	榊居 祐三	251-0012	藤沢市村岡東 3-413-1	0466-26-2737	0466-26-2350	
6	藤沢	私	五反田保育園	伊澤 昭治	252-0815	藤沢市石川 646-22	0466-87-8764	0466-87-8756	
7	藤沢	公	藤沢保育園	瀬戸 富美江	251-0025	藤沢市鶴沼石上 1-11-5	0466-22-6889	0466-22-6852	
8	茅ヶ崎	私	中海岸保育園	岩澤 貞之	253-0055	茅ヶ崎市中海岸 1-2-42	0467-59-1530	0467-55-9525	
9	茅ヶ崎	公	小和田保育園	中茎 ケイ子	253-0022	茅ヶ崎市松波 1-8-4	0467-82-8571	0467-82-8571	
10	逗子	私	桜山保育園	金子 ゆり子	249-0005	逗子市桜山 1-15-2	046-873-7222	046-873-7279	
11	三浦	私	初声保育園	川名 克美	238-0115	三浦市初声町高円坊 395-1	046-888-2651	046-888-6742	
12	平塚	私	真土すばる保育園	真壁 洋道	254-0019	平塚市西真土 3-22-39	0463-53-4141	0463-53-4151	
13	平塚	私	愛・八幡保育園	永瀬 輝美	254-0014	平塚市四之宮 2-14-3	0463-20-2080	0463-20-2084	
14	平塚	公	金田保育園	石山 みよ子	259-1216	平塚市入野 112-3	0463-31-1523	0463-31-1523	
15	小田原	私	山王保育園	都築 顕道	250-0003	小田原市東町 1-30-30	0465-34-0380	0465-35-4911	
16	小田原	公	豊川保育園	山岡 壽江	250-0862	小田原市成田 654-5	0465-36-4754	0465-36-4754	
17	秦野	私	やまゆり保育園	山本 昇	259-1316	秦野市沼代新町 3-42	0463-88-7810	0463-88-3117	
18	秦野	公	渋沢保育園	府川 宏子	259-1322	秦野市渋沢 2-42-1	0463-87-2414	0463-87-2414	
19	南足柄	私	華綾保育園	横山 由美子	250-0127	南足柄市大雄町 1058	0465-74-4848	0465-72-2248	
	中郡	私	二宮保育園	相馬 宣正	259-0123	中郡二宮町二宮 1049	0463-71-0045	0463-73-4049	
20	中郡	公	百合が丘保育園	石井 由美子	259-0133	中郡二宮町百合が丘 3-63	0463-71-9657	0463-71-9657	
21	足柄上郡	私	酒田みずのべ保育園	露木 睦	258-0021	足柄上郡開成町吉田島 4198	0465-85-0305	0465-85-0306	
22	足柄下郡	公	仙石原保育園	土屋 あつみ	250-0631	足柄下郡箱根町仙石原 981	0460-84-8386	0460-85-2301	
23	厚木	私	岡田保育園	藤田 理恵	243-0021	厚木市岡田 1-7-8	046-228-6480	046-229-7248	
24	厚木	公	もみじ保育所	成田 美奈子	243-0005	厚木市松枝 1-1-3	046-225-2258	046-224-5552	
25	大和	公	若草保育園	叶 秀子	242-0005	大和市西鶴間 8-4-20	046-276-1050	046-283-1114	
26	伊勢原	私	大原保育園	萩原 敬三	259-1132	伊勢原市桜台 1-36-5	0463-93-8925	0463-95-4441	
27	海老名	公	柏ヶ谷保育園	萩原 小百合	243-0401	海老名市東柏ヶ谷 2-14-6	046-231-0103	046-231-0103	
28	座間	私	座間保育園	渡邊 迪子	228-0024	座間市入谷 5-1803-3	046-251-0355	046-251-0419	
29	座間	公	ひばりが丘保育園	石井 桂子	252-0003	座間市ひばりが丘 2-58-1	046-254-9338	046-255-6714	
	綾瀬	私	吉岡保育園	大塚 哲朗	252-1124	綾瀬市吉岡 1980	0467-78-4324	0467-78-4365	
30	綾瀬	私	つばみ保育園	三崎 たずゑ	252-1107	綾瀬市深谷中 5-20-48	0467-78-0641	0467-79-2908	
31	綾瀬	公	綾南保育園	武藤 初美	252-1114	綾瀬市上土棚南 1-4-17	0467-76-0030	0467-76-0072	
32	寒川	私	一之宮愛児園	岡本 政江	253-0111	高座郡寒川町一之宮 8-3-1	0467-75-0729	0467-75-3796	
33	愛川	公	中津保育園	林 綾子	243-0303	愛甲郡愛川町中津 544	046-285-0084	046-286-7986	
34	保育士会	公	城山乳児園	遠藤 文子	250-0045	小田原市城山 2-1-5	0465-34-3227	0465-34-0469	
35	保育士会	私	三和保育園	松本 美津江	238-0015	横須賀市田戸台 26	046-822-0479	046-822-0471	
36	保育士会	私	比々多保育園	高橋 直子	259-1104	伊勢原市坪ノ内 80-1	0463-93-1390	0463-95-4448	
37	顧問	私	岩瀬保育園	富田 英雄	247-0051	鎌倉市岩瀬 1526	0467-46-2629	0467-46-2882	
38	監事	私	松林保育園	小川 晃	253-0012	茅ヶ崎市小和田 1-5-36	0467-52-5560	0467-54-9954	
39	監事	私	ふくざわ保育園	石野 美保子	250-0111	南足柄市竹松 636	0465-74-6573	0465-74-7052	

一般社団法人神奈川県保育会理事会次第

日 時 平成24年4月9日(月) 14時 ~
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議 題
 - (1) 4月定時総会の開催及び提出議題等について
 - (2) 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
 - (3) 平成23年度保育士の専門性を高める研修会（関東ブロック）事業報告及び決算について
 - (4) 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
 - (5) その他

平成 24 年 4 月 11 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光

平成 24 年 4 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会
の開催について(通知)

陽春の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、当会の事業運営につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、本日の企画運営委員会において、総会提出議案等が了承されましたので、会員の皆様に、総会資料をご送付申し上げます。

年度始めの何かとお忙しいところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項を記載の上、4月24日(火)までに、事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

1 日 時 平成 24 年 4 月 28 日(土)11:10～

2 会 場 神奈川県社会福祉会館 4 階 第 3・4 研修室

3 議 題

(1) 議案

ア 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について

(2) 報告事項

ア 平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告計画及び決算について

イ 平成 23 年度保育士の専門性を高める研修会(関東ブロック)事業報告及び
決算について

ウ 平成 23 年度会計監査報告について

4 その他

- ・ 同封いたしました総会資料は、総会までの間に、情勢の変化等により文言等の修正や追加議題が発生する場合も考えられますので、ご了承ください。

(問合せ先)

一般社団法人神奈川県保育会事務局 Tel 045-311-8754

3

(Fax 番号 045-311-1837)

出欠確認書及び委任状

平成 24 年 4 月 28 日(土)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出 席

欠 席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議事等の決定については、①議長 又は、

② _____ (市又は町) _____ 保育園 _____ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏 名 _____

保育園名 _____

所在地 _____

(会場準備等の都合により、4月24日(火)までに事務局あてにご返送ください。)

4

(案)

平成 24 年度

一般社団法人神奈川県保育会

総 会 資 料

日 時 平成 24 年 4 月 28 日 (土)

11:10~

場 所 神奈川県社会福祉会館 4 階

第 3・4 研修室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

5

総 会 次 第

1 開 会

2 理事長あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の選任

5 議 事

(1) 議案

第1号議案 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について

(2) 報告事項

ア 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について

イ 平成23年度保育士の専門性を高める研修会（関東ブロック）事業報告及び決算について

ウ 平成23年度会計監査報告について

6 質 疑

7 閉 会

<参考資料>

I 平成23年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

II 一般社団法人神奈川県保育会定款

III 一般社団法人神奈川県保育会役員選任規程

[議案] 第1号議案 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について

理事会推薦「理事候補者名簿」

	氏 名	保育園名 (市町名)	備 考
1	伊 澤 昭 治	五反田保育園 (藤沢市)	再 任
2	岩 澤 貞 之	中海岸保育園 (茅ヶ崎市)	再 任
3	高 木 睦 子	長岡保育園 (横須賀市)	再 任
4	都 築 頭 道	山王保育園 (小田原市)	新 任
5	富 田 知 敬	オレンジ (鎌倉市)	新 任
6	萩 原 敬 三	大原保育園 (伊勢原市)	再 任
7	藤 田 理 恵	岡田保育園 (厚木市)	新 任
8	真 壁 洋 道	真土すばる保育園 (平塚市)	再 任
9	三 崎 たずる	つぼみ保育園 (綾瀬市)	再 任
10	宮 田 丈 乃	長井婦人会保育園 (横須賀市)	再 任
11	山 本 昇	やまゆり保育園 (秦野市)	再 任
12	渡 部 俊 賢	和順保育園 (横須賀市)	新 任
13			
14			
15			

(氏名はアイウエオ順)

理事会推薦「監事候補者名簿」

	氏 名	保育園名 (市町名)	備 考
1	石 野 美保子	ふくざわ保育園 (南足柄市)	再 任
2	小 川 晃	松林保育園 (茅ヶ崎市)	再 任

(氏名はアイウエオ順)

7

[報告事項 ア]

平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告

平成 23 年度は、国の「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」が 7 月に公表され、制度化に向けた検討が進み、国会への法案提出等の具体的な局面を迎える中で、国から「保育所の面積基準の取扱い」が示されるとともに、県の民間保育所運営費補助金の削減問題が表面化するなど、子どもの健全な育ちを保障する保育所の円滑かつ安定的な運営に影響を及ぼしかねない重大な問題が多数提起された年でありました。

特に、県補助金削減問題については、保育三団体が連携・協力して、反対活動を展開することにより、県から調整案を引き出すことができましたが、今後に不安を残す結果ともなりました。また、2 月 14 日には、三団体代表が県議会議長に面会して、反対の請願書を提出し、その席で保育現場の痛切な声を訴えました。

なお、3 月 11 日に発生した東北大震災に対しては、被災地の保育所復興のために、会員から寄せられた義援金を被災地へ送金するとともに、大規模地震発生に備えた対応策に関する要望書を神奈川県知事あてに提出するなどの活動を行いました。

さらに、事業計画に基づき、情報の伝達や研修の充実、各種委員会の開催、保育事業大会の実施等の諸事業を積極的に推進してまいりました。

[年間月別主な活動実績]

月	県保育会の実施事業	関係団体の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大震災被災地支援募金活動(～28 日) ・表彰選考委員会(11 日・月) ・平成 21 年度決算監査(11 日・月) ・企画運営委員会・部会(14 日・木) ・第 45 回神奈川県保育事業大会・総会(23 日・土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協新任保育士激励会(9 日・土)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大震災第二期募金活動(～6 月 30 日) ・企画運営委員会・部会(18 日・水) ・大規模地震発生に備えた対応策に関する神奈川県知事への要望書提出(25 日・水) ・「保育かながわ」75 号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(17 日・火)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協会長表彰選考委員会(15 日・水) ・企画運営委員会・部会(15 日・水) ・新任保育士研修会(27 日・月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所長専門講座 I (16～17 日)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(27 日・水) ・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(27 日・水) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育研究大会(14～15 日) 千葉市
8		

9	<ul style="list-style-type: none"> ・保育専門講座Ⅰ(7日・火) ・企画運営委員会・部会(14日・水) ・保育園利用者相談室運営委員会(30・金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(5日・月) ・小田原市保育事業大会(3日・土) ・関東ブロック保育事業連絡協議会(8～9日)群馬県 ・保育所長専門講座Ⅱ(18～20日) ・食育推進研修会(26～27日) ・公立保育所トップセミナー(29～30日)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・予算対策協力金活動(～11月25日) ・企画運営委員会・部会(12日・水) ・「保育かながわ」76号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育園大会(22日)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議(8日・月) ・企画運営委員会・部会(9日・水) ・保育専門講座Ⅱ(11日・金) ・保育園利用者相談室運営委員会(29日・火) ・保育園利用者相談室研修会(29日・火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保育研究大会(2～4日)横浜市 ・横須賀市保育事業大会(12日)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(2日・金) ・保育の日前夜祭(2日・金) ・保育園利用者相談室運営委員会(20日・火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県保育の日(3日・土) ・全保協協議員総会(6日・火) ・全国保育組織正副会長等会議(15～16日) ・子ども・子育て新システムに関する国会への陳情活動(19日・月)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会(11日・水) ・企画運営委員会・部会(11日・水) ・保育所食育研修会(25日・水) ・保育園利用者相談室運営委員会(30日・月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所長専門講座Ⅲ(18～20日)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(8日・水) ・神奈川県議会議長へ請願書提出(14日・火) ・保育専門講座Ⅲ(17日・金) ・保育士の専門性を高める研修会(21～22日) ・保育園利用者相談室 運営委員会(28日・火) 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議(5日・月) ・保育園利用者相談室研修会(5日・月) ・理事会(7日・水) ・企画運営委員会・部会(14日・水) ・定時総会(14日・水) ・「保育かながわ」77号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(14日・水)

[主要事業の実績]

1 総会

(1) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 23 年 4 月 23 日(土)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 77、委任状出席 110、合計 187。(全会員 294、出席率 63.6%)
- ・議題(報告事項)
 - ・平成 22 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
 - ・神奈川県保育会創立 50 周年記念大会事業報告及び決算について
 - ・東北地方太平洋沖地震にかかわる被災地支援募金活動への協力について

(2) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 24 年 3 月 14 日(水)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 28、委任状出席 133、合計 161。(全会員 298、出席率 54.0%)
- ・議題(議案・報告事項)
 - ・平成 24 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
 - ・民間保育所運営費補助金削減問題に対する対応について
 - ・一般社団法人神奈川県保育会保育園利用者相談室第三者委員追加委員及び相談室規程の一部改正について

2 理事会

(1) 第 1 回理事会

- ・開催日 平成 24 年 1 月 11 日(水)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・議題
 - ・民間保育所運営費補助金減額の見直しに関する緊急要望について
 - ・3 月定時総会及び 4 月定時総会の開催について
 - ・平成 24 年度事業計画及び予算(案)について
 - ・一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について
 - ・保育士の専門性を高める研修会(関東ブロック)の開催について
 - ・神奈川県保育会創立 50 周年記念大会決算報告について

(2) 第 2 回理事会

- ・開催日 平成 24 年 3 月 7 日(水)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・議題

- ・4月定時総会への提出議題等について
- ・平成23年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算見込について
- ・平成23年度保育士の専門性を高める研修会（関東ブロック）事業報告及び決算見込について
- ・3月定時総会への追加報告事項について
- ・一般社団法人神奈川県保育会役員改選について

3 行 事

(1) 第44回神奈川県保育事業大会

- ・開催日 平成23年4月23日(土)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・参加者 来賓、招待者、保育会・保育士会会員等 643名
- ・内 容

第1部 式典 保育事業永年勤続表彰者 63名
記念品贈呈(厚生労働大臣表彰、保育賞受賞者) 4名

第2部 分科会

第1会場 0・1・2歳の現状と保育・子育て支援のあり方—子育てと子育て家庭を支える保育所となるために—

- ① 0・1・2歳の現状と保育・子育て支援のあり方
「フリー発表テーマ」
- ② ことば～コミュニケーションの力を育てるために～
- ③ エコを意識した保育～子どもの心を育てよう～

第2会場 家庭との連携による食育の推進—多様なニーズに応える取り組み—

- ① “楽しく食べる子どもをめざして”～食育の輪を広げよう～
「フリー発表テーマ」
- ② 子どもと睡眠～生き生きと遊ぶために～

第3会場 「フリー発表テーマ」

- ① 「ボール遊びについて」～ボール遊びを通して育つもの～
- ② 身近なおもちゃで遊ぼう～ペットボトル・キャップ・ボタン・洗濯バサミを使って～
- ③ 親子遊び～親子のふれあいのために～

(2) 県市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会

- ・開催日 平成23年7月27日(水)
- ・会 場 ホテルキャメロットジャパン
- ・出席者 県・市・町児童福祉主管課長、企画運営委員等 54名
- ・内 容 (1)「大震災の教訓を学んで実践する！！～地震防災の基礎知識と子ども

達の安全を守るために～」

神奈川県温泉地学研究所次長 杉原 英和 氏

(2)市町への防災アンケート結果概要について

(3)意見交換会

(3) 保育の日前夜祭

- ・開催日 平成23年12月3日(金)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等147名
- ・内容 県保育賞、叙勲、厚生労働大臣表彰・感謝、全保協会長表彰受賞者の祝賀会(20名)

アトラクション 「クラシック・ミニコンサート」

メゾ・ソプラノ 長ヶ部 陽子 さん
ピアノ伴奏 長友 美夏 さん

4 研修会

研修会については、年間実施計画に基づき実施することができましたが、法人化に伴う公益性の確保の観点から、政令指定都市保育協議会にも有料による参加の呼び掛けを行いました。

また、社会福祉法人の会計基準変更に対応するための「保育所会計基準セミナー」、関東ブロック保育協議会主催による「保育士の専門性を高める研修会」を当番県として開催しました。

(1) 新任保育士研修会

- ・開催日 平成23年6月27日(月)
- ・会場 相鉄岩崎学園ビル807号室(県社会福祉会館の定員を超えた申込みがあったため、会場変更を行った。)
- ・受講者 120名(うち横浜市15名、川崎市7名、相模原市13名)
- ・研修テーマ 「思いやり保育～家庭と保育園の二人三脚実践法～」
保育コンサルタント・駒澤大学講師 塩川 正人 氏

(2) 保育専門講座Ⅰ

- ・開催日 平成23年9月8日(木)
- ・会場 県社会福祉会館 第1会議室
- ・受講者 60名(うち横浜市2名、川崎市1名、相模原市1名)
- ・研修テーマ ・「アース・ビジョン キッズ★キット」の紹介と解説
アース・ビジョンスタッフ
・「幼児への環境教育～まずは保育士が変わる“はじめの一步”」

(財) キープ協会環境教育事業部シニアアドバイザー

川嶋 直 氏

(3) 保育専門講座Ⅱ

- ・開催日 平成 23 年 11 月 11 日(金)
- ・会 場 横浜市港南区民文化センター ひまわりの郷
- ・受講者 130 名 (うち横浜市 15 名、川崎市 14 名)
- ・研修テーマ 「保育所をめぐる動向と求められる責務～いま、子ども達に必要なこと～」 白梅学園大学学長・東京大学名誉教授 汐見 稔幸氏

(4) 保育所会計基準セミナー

- ・開催日 平成 23 年 12 月 16 日(金)
- ・会 場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 85 名(うち川崎市 16 名、相模原市 5 名)
- ・研修テーマ 「社会福祉法人新会計基準の概要について」
木村会計事務所 木村 智氏他

(5) 保育所食育研修会

- ・開催日 平成 24 年 1 月 25 日(水)
- ・会 場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 76 名 (うち横浜市 5 名)
- ・研修テーマ 「子どもと食について～子どもの食事・食育・発達」
『食べものの文化』編集長・管理栄養士 安藤 節子 氏

(6) 保育専門講座Ⅲ

- ・開催日 平成 24 年 2 月 17 日(金)
- ・会 場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 110 名(うち横浜市 17 名)
- ・研修テーマ 「子どもへの責任 2012～子ども・子育て新システムと保育の未来」
山梨大学教授 加藤 繁美 氏

5 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」を、昨年度より 1 回多く発行しました。

第 75 号 (23/5/20 発行) は、昨年 2 月に開催した「神奈川県保育会創立 50 周年記念大会」特集号として発行し、第 76 号 (23/10/31 発行) には、第 1 面に、神奈川県知事の就任挨拶を初めて掲載し、第 77 号 (24/3/31 発行) には、第 1 面に、県の民間保育所運営費補助金削減に反対する県議会議長あての請願書提出等の記事を掲載するなど、紙面の充実に努めてまいりました。

また、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区への迅速な 伝達・情報提供を行いました。

更に、ホームページを随時更新し、総会資料や企画運営委員会資料等を迅速に掲載するなどして、当会が所有する情報を会員がいつでも閲覧できるよう利便性の向上を図りました。

「保育かながわ」の配布先 各保育所、県・市町等 (800 部)

6 「保育園利用者相談室」の運営

昨年度から、これまでの第三者委員制度に加え、相談の直接対応や相談室事業の企画・実施を担当する運営委員会制度を新設して、相談室体制を整備・充実させるとともに、研修会においては、相談室会員以外の当保育会会員にも、有料参加の道を開きました。

また、今後の相談室のあり方についても、協議・検討を行いました。

(1) 運営委員会の開催(5回開催)

(2) 第三者委員・運営委員合同会議(2回開催)

(3) 研修会の開催

○ 第1回研修会

- ・開催日 平成23年11月29日(火)
- ・会場 日本丸メモリアルパーク訓練センター第1・2教室
- ・受講者 96名(会員以外の有料参加者3名を含む)
- ・研修テーマ 「保育所におけるリスクマネジメント～実際の事故から学ぶ～」
弁護士・東京きぼう法律事務所 寺町 東子 氏

○ 第2回研修会

- ・開催日 平成24年3月5日(月)
- ・会場 ホテルキャメロットジャパン・フェアウインドI・II
- ・受講者 90名(会員以外の有料参加者8名を含む)
- ・研修テーマ 7つの苦情事例をテーマにしたグループ討議・発表、
第三者委員による総評とまとめ
(第三者委員 小林 育子氏、宮田 丈乃氏、小川 晃氏)

(4) 会員の新規募集、会員証の発行

(5) 会員への情報提供、参考図書配布

23年度の参考図書 猪熊 弘子「死を招いた保育～ルポルタージュ上尾保育所事件の真相」

7 県民間保育所運営費補助金削減に対する対応

昨年末に、県から示された民間保育所運営費補助金の大幅削減問題について、保育三団体が協調して、年明けから、県知事には緊急要望書を、県議会議長には請願書を提出して、反対活動を行うことを申し合わせ、次のような活動を実施しました。

県から、「安心子ども基金」を活用した調整案が出されたため、県議会議長への請願

書の提出のみとし、請願書は、県議会本会議において採択されました。

県議会本会議の代表質問に対し、県知事は、「今後の民間保育所への支援のあり方については、保育の実施主体である市町村や保育関係団体、議会の皆様とも、じっくり話し合っていきたいと考えている。」と答弁しました。

- ・ 平成 24 年 1 月 6 日（金） 臨時正副理事長・理事会議
- ・ 平成 24 年 1 月 12 日（木） 自民党県連幹部に、請願の趣旨説明（都築理事長他出席）
- ・ 平成 24 年 1 月 24 日（火） 自民党県連幹部、県担当部長等と協議・意見交換
（都築理事長、宮田・萩原副理事長他出席）
- ・ 平成 24 年 2 月 4 日（土） 県担当課長から調整案が示される。
（都築理事長、萩原副理事長他出席）
- ・ 平成 24 年 2 月 14 日（火） 県議会議長へ請願書提出
（都築理事長、萩原副理事長他出席）
- ・ 平成 24 年 2 月 16 日（木） 県議会本会議代表質問
（冨田顧問、都築理事長、萩原副理事長他出席）
- ・ 平成 24 年 3 月 23 日（金） 県議会本会議で、請願書採択

8 東北大震災発生に伴う対応

(1) 被災地の保育所及び職員支援のための募金活動の実施

- ・ 6,575,346 円の募金、被災地への送金
 - ・ 第 1 期募金活動 4,918,501 円
 - ・ 第 2 期募金活動 1,656,845 円

(2) 保育園の防災対策に関する県知事への要望活動の実施

- ・ 実施日 平成 23 年 5 月 25 日(水)
- ・ 場 所 神奈川県庁次世代育成課
- ・ 参加者 (県) 加藤福祉・次世代育成部長、船本次世代育成課長
(保育会) 都築理事長、萩原副理事長他
- ・ 要望事項
 - ・ 県の地域防災計画への保育園の位置づけについて
 - ・ 保育園の防災対策の強化について
 - ・ 緊急時の食材確保について
 - ・ 黒岩知事が提唱する「ソーラーバンク構想」について

9 企画運営委員会、専門部、専門委員会の活動状況

区 分	開催回数	協 議 事 項
企画運営委員会	11 回	・ 事業計画に基づく各種事業の企画・実施 ・ 新たな保育課題の協議と対応等
正副理事長・理事 会議	10 回	・ 企画運営委員会提出議題の協議・検討 ・ 緊急・重要課題の協議・検討 ・ 新たな保育課題の協議と対応等

表彰選考委員会	2回	・ 県保育会理事長表彰候補者の審査・決定 ・ 全保協会長表彰候補者の審査・決定
---------	----	--

専門部

区 分	開催回数	協 議 事 項
総務部	必要に応じ て開催	・ 各部の課題について協議・検討
予算対策部		
研修部		
広報部		
調査研究部		

専門委員会

区 分	開催回数	協 議 事 項
公立保育所専門委員会	企画運営委員会開催日	・ 地域における公立保育所の役割及び保育の質を高める取り組みについて協議・検討を行った
食育推進委員会	必要に応じ て開催	・ 「震災時の安全と食支援」に関するアンケートを行い、食育研修会で結果を掲示した。アンケートから分かったことは、それぞれの園で震災時における対応を臨機応変に行っていることであった。一方新たに、食と放射能の問題が浮き彫りとなり、注視しながら保育園における食を提供していくことがその役割であると認識された。
民間保育所経営問題専門委員会	必要に応じ て開催	・ 民間保育所の経営について意見交換の柱とし、特に最低基準や人材の確保等について検討した。

10 全国保育協議会予算・制度対策協力金活動の推進

会員保育所・職員の皆さんに、協力金活動への理解と協力をお願いし、ご賛同をいただきました。

平成23年度神奈川県保育会収支決算

収入済額	24,019,803 円
支出済額	23,462,228 円
差引残額	557,575 円

【収入の部】 (平成23年4月1日～平成24年3月31日まで) (単位:円)

項	目	予算額	収入済額	差異	摘要
会費		7,250,000	7,430,800	180,800	
	会員会費	5,250,000	5,330,800	80,800	会員298園
	相談室会費	1,500,000	1,600,000	100,000	
	準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金		4,620,000	4,620,000	0	
	県補助金	3,570,000	3,570,000	0	事業費
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入		2,660,000	2,630,000	△ 30,000	
	諸研修会収入	1,460,000	1,180,000	△ 280,000	新任・専門講座Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ、食育
	行事収入	1,200,000	1,450,000	250,000	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,750,000	8,155,596	6,405,596	
	予対協力金収入	1,400,000	1,308,570	△ 91,430	
	保険会社協力収入	350,000	271,680	△ 78,320	AIU
	募金活動収入	0	6,575,346	6,575,346	保育三団体東北大震災募金活動
雑収入		404,000	276,362	△ 127,638	
	雑収入	400,000	276,116	△ 123,884	大会祝金、全保協組織推進費他
	預金利子	4,000	246	△ 3,754	
繰越金		1,578,000	907,045	△ 670,955	
	繰越金	1,578,000	907,045	△ 670,955	
	合計	18,262,000	24,019,803	5,757,803	

【支出の部】

項	目	予算額	支出済額	差異	摘要
管理費		6,883,000	6,823,826	59,174	
	人件費	6,043,000	6,070,832	△ 27,832	給与、手当、法定福利費
	旅費	30,000	13,760	16,240	職員交通費
	福利厚生費	40,000	39,888	112	傷害保険(各委員会委員)
	消耗品費	350,000	318,415	31,585	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	200,000	177,181	22,819	
	慶弔費	200,000	183,750	16,250	
	雑費	20,000	20,000	0	
総務費		1,090,000	989,023	100,977	
	総会費	60,000	62,540	△ 2,540	総会資料等
	会議費	350,000	239,073	110,927	委員会・各部会・理事会等
	委員会旅費	500,000	556,660	△ 56,660	
	連絡調整費	180,000	130,750	49,250	関係団体諸祝金等
事業費		4,550,000	4,527,199	22,801	
	県大会費	800,000	728,395	71,605	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	350,000	316,806	33,194	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,400,000	2,219,553	△ 819,553	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,560,000	1,030,105	529,895	
	会報発行費	240,000	144,140	95,860	保育かながわ76・77号
	ホームページ経費	200,000	88,200	111,800	
研修・研究費		1,800,000	1,121,276	678,724	
	研修費	1,750,000	1,121,276	628,724	新任・専門講座Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ、食育
	調査研究費	50,000	0	50,000	
活動費		500,000	6,936,760	△ 6,436,760	
	予対活動費	350,000	314,264	35,736	全保協納入等
	専門委員会活動費	150,000	47,150	102,850	
	募金活動費	0	6,575,346	△ 6,575,346	保育三団体東北大震災募金活動
負担金・補助		3,050,000	3,064,144	△ 14,144	
	全保協・関プロ	1,485,000	1,530,350	△ 45,350	
	県社協	250,000	219,259	30,741	
	事務所使用料	65,000	64,535	465	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	1,200,000	1,200,000	0	
予備費		389,000	0	389,000	
	予備費	389,000	0	389,000	
	合計	18,262,000	23,462,228	△ 5,200,228	

(特別会計)神奈川県保育会50周年記念大会から特別事業積立金へ 492,775円+利息126円=492,901円
平成23年度関ブロック保育士の専門性を高める研修会から 433,167円

計 926,068円

17

貸借対照表

平成24年3月31日現在

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	517,136		
ゆうちょ銀行振替口座	40,439		
流動資産合計		557,575	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産の部合計			557,575
II 負債の部			
流動負債		0	
固定負債		0	
負債の部合計			0
III 正味財産の部			557,575

正味財産増減計算書

2011(平成23)年4月1日から2012(平成24)年3月31日まで

科 目	金 額 (円)	
I 増加原因の部		
1 会費収入		7,430,800
会員会費	5,330,800	
相談室会費	1,600,000	
準会員会費	500,000	
2 補助金収入		4,620,000
県補助金	3,570,000	
県社協補助金	550,000	
共同募金補助金	500,000	
3 事業収入		2,630,000
諸研修会収入	1,180,000	
行事収入	1,450,000	
4 協力金収入		8,155,596
予対協力金収入	1,308,570	
保険会社協力収入	271,680	
募金活動収入	6,575,346	
5 雑収入		276,362
雑収入	276,116	
預金利子	246	
合 計		23,112,758
II 減少原因の部		
1 管理費		6,823,826
人件費	6,070,832	
旅費	13,760	
福利厚生費	39,888	
消耗品費	318,415	
通信・運搬費	177,181	
慶弔費	183,750	
雑費	20,000	
2 総務費		989,023
給会費	62,540	
会議費	239,073	
委員会旅費	556,660	
連絡調整費	130,750	
3 事業費		4,557,409
県大会費	728,395	
関プロ全国大会費	347,016	
諸行事費	2,219,553	
相談室運営費	1,030,105	
会報発行費	144,140	
ホームページ経費	88,200	
4 研修・研究費		1,121,276
研修費	1,121,276	
5 活動費		6,936,760
予対活動費	314,264	
専門委員会活動費	47,150	
募金活動費	6,575,346	
6 負担金補助金		3,033,934
全保協・関プロ	1,500,140	
県社協	219,259	
事務所使用料	64,535	
保育のつどい	50,000	
保育士会	1,200,000	
合 計		23,462,228
当期正味財産増加額		△ 349,470
前期繰越正味財産額		907,045
期末正味財産合計額		557,575

19

監査意見書


平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会一般会計の事業及び決算については、関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。

平成 24 年 4 月 9 日

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光 様

監事 小川 晃 

監事 石野美保子 

20

[報告事項 イ]

平成23年度保育士の専門性を高める研修会
(関東ブロック) 事業報告

1 主催 関東ブロック保育協議会／関東ブロック保育士会

2 共催 神奈川県保育会／神奈川県保育士会

3 後援

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会／
茨城県保育協議会／栃木県保育協議会／群馬県保育協議会／埼玉県保育協議会／千葉県
保育協議会／千葉市保育協議会／東京都社会福祉協議会保育部会／横浜市社会福祉協議
会保育福祉部会／川崎市社会福祉協議会／相模原市保育連絡協議会／新潟県保育連盟／
山梨県保育協議会／長野県保育園連盟／静岡県保育所連合会

4 期日 平成24年2月21日(火)、22日(水)

5 会場 横浜ワールドポーターズ 6階 イベントホールA
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-2-1

6 参加対象 保育士として5年以上の実務経験を有している方

7 参加者 162名

茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県 千葉市	東京都	山梨県
5名	11名	4名	12名	34名	6名

長野県	新潟県	横浜市	川崎市	相模原市	神奈川県
9名	3名	7名	10名	7名	54名

8 参加費 10,000円

9 受講認定書

全課程修了者(5単位)には、関東ブロック会長名において受講認定書(100ポイント)を発行した。

10 プログラム

【2月21日(火)】 (受付12時30分～)

時間・プログラム	趣旨等
13:00～13:10 開講式 都築理事長、松川関プロ会長	開催の趣旨等を説明
13:10～14:40 講義Ⅰ「保育所をめぐる動向と保育士に求められる専門性と倫理」	保育士に求められる価値、役割について学ぶ。

講師：加藤 繁美 氏 (山梨大学教授)	
14:55～16:25 講義Ⅱ「社会福祉援助技術～保育ソーシャルワークの基本的な考え方～」 講師：大嶋 恭二 氏 (共立女子大学教授)	保育士にも求められるようになったソーシャルワークの知識・技術を体系的に理解する。
16:40～18:10 講義Ⅲ「保育所における家族援助の展開（１）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育所保育指針に位置づけられた保護者支援に、実際にどのように取り組むか。保育課程と密接に関連した家庭支援計画の作成や、説明責任・苦情解決など社会的責任を果たすために必要とされる家庭援助の方法について具体的に学ぶ。

【2月22日（水）】

9:00～10:30 講義Ⅳ「保育所における家族援助の展開（２）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育所保育指針に明記されている地域交流の展開過程や、特別な支援を要する子どもと家庭に対応するための関係機関と連携した問題解決方策について学ぶ。
10:45～12:15 演習Ⅰ「保育所における家族援助の実際（１）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	ロールプレイを通して保育所における個別の相談援助技術を理解する。
13:00～14:30 演習Ⅱ「保育所における家族援助の実際（２）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	事例検討を通して園や地域の関係者がチームとして協働して行う家族援助の展開過程を理解する。
14:45～16:15 演習Ⅲ「保育所における家族援助の実際（３）」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	アセスメントの具体的方法や問題別の対応方法について理解する。
16:15～16:25 閉講式・受講証明書授与 都築理事長、松川関プロ会長	

平成23年度 関東ブロック保育士の専門性を高める研修会収支決算

収入金額 1,620,000 円
 支出金額 1,186,833 円
 残高 433,167 円 (特別会計)特別事業積立金へ

【収入の部】

	科 目	予算金額	収入済額	差異	備 考
1	参加者負担金	1,500,000	1,620,000	120,000	@10,000円×162名
2	昼食代	0	0	0	
3	展示・広告収入	0	0	0	
	合 計	1,500,000	1,620,000	120,000	

【支出の部】

	科 目	予算金額	支出済額	差異	備 考
1	管理費	0	80,000	△ 80,000	人件費
2	会場費	300,000	227,010	72,990	研修会会場費
3	会議費	50,000	36,320	13,680	研修会会議費
4	印刷製本費	300,000	256,156	43,844	開催要綱印刷代、当日資料印刷代等
5	講師謝金代	300,000	256,814	43,186	講師謝礼
6	看板代	50,000	0	50,000	
7	通信運搬費	50,000	42,886	7,114	郵送代等
8	昼食代	30,000	12,960	17,040	講師、係員昼食代
9	登録事務手数料	0	85,050	△ 85,050	名鉄観光
10	諸雑費	420,000	189,637	230,363	研修会消耗品等
	合 計	1,500,000	1,186,833	313,167	

平成23年度 関東ブロック保育士の専門性を高める研修会

貸借対照表
平成24年3月31日現在

科 目	金 額(円)		
I 資産の部		433,167	
1流動資産	433,167		
2固定資産	0		
II 負債の部		0	
流動負債	0		
固定負債	0		
III 正味財産の部			433,167

正味財産増減計算書
平成24年3月31日現在

科 目	金 額(円)		
I 増加原因の部			
1事業収入		1,620,000	
参加者負担金	1,620,000		
合 計			1,620,000
II 減少原因の部			
1管理費		80,000	
人件費	80,000		
2事業費		1,106,833	
会場費	227,010		
会議費	36,320		
印刷製本費	256,156		
講師謝金代	256,814		
通信運搬費	42,886		
昼食代	12,960		
登録事務手数料	85,050		
諸雑費	189,637		
合 計			1,186,833
III 正味財産の部			433,167

監査意見書


平成23年度保育士の専門性を高める研修会（関東ブロック）特別
会計の事業及び決算については、関係書類を審査したところ、適正
に処理されていたことを認めます。

平成24年4月9日

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光 様

監事 小川 晃 

監事 石野美保子 

<参考資料>

- I 平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿
- II 一般社団法人神奈川県保育会定款
- III 一般社団法人神奈川県保育会役員選任規程

I 平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

1 理事

職名	氏名(市町・保育園名)	担当
理事長	都築 融光(小田原市・上府中保育園)	
副理事長	宮田 丈乃(横須賀市・長井婦人会保育園)	総務担当(理事長職務代理)
〃	相馬 宣正(二宮町・二宮保育園)	事業担当
〃	梶居 祐三(藤沢市・高谷保育園)	組織担当
〃	萩原 敬三(伊勢原市・大原保育園)	渉外担当
理事	真壁 洋道(平塚市・真土すばる保育園)	総務部長
〃	高木 睦子(横須賀市・長岡保育園)	予算対策部長
〃	三崎 たずゑ(綾瀬市・つぼみ保育園)	研修部長
〃	岩澤 貞之(茅ヶ崎市・西久保保育園)	広報部長
〃	山本 昇(秦野市・やまゆり保育園)	調査研究部長
〃	大塚 哲朗(綾瀬市・吉岡保育園)	研修部指導担当
〃	伊澤 昭治(藤沢市・五反田保育園)	保育園利用者相談室 運営委員長

2 監事

職名	氏名(市町・保育園名)
監事	小川 晃(茅ヶ崎市・松林保育園)
〃	石野 美保子(南足柄市・ふくざわ保育園)

※ 任期は、平成 22 年 4 月 24 日（定時総会の日）から 2 年間。
但し、伊澤理事は平成 23 年 4 月 1 日就任。任期の終期は他の理事と同じ。

Ⅱ 一般社団法人神奈川県保育会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区沢渡 4 番地の 2 に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保育にかかわる調査研究に関する事業
2. 保育技術の向上と地域における次世代育成にかかわる事業
3. 保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業
4. 保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業
5. その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

1. 正会員
 - (1) 法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所
 - (2) 神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所
2. 準会員
 - (1) 神奈川県保育士会
 - (2) 総会で特に認められた団体
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、この申込みがあった場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

2 前項の会費及び必要な経費については、別に定める。

3 準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。

4 退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。

2. 解散したとき。

3. 会費を2年以上滞納し、支払いに応じないとき。

4. 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 準会員の代表は、総会に出席し意見を述べるができる。その意見は尊重されるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
2. 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

(選任)

第 19 条 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任手続きについては、別に定める。

(代表理事の職務権限)

第 20 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

29

でとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 24 条 役員の報酬は無報酬とする。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行計画の策定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 総会提出議事案件のとりまとめ

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 企画運営委員会及び専門部等

(企画運営委員会)

第 32 条 当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3 企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(専門部及び委員会)

第 33 条 当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2 専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 34 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 附 則

（本定款の施行）

第 39 条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員任期）

第 40 条 当法人の設立当初の役員任期は、第 22 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築	融光
設立時理事	宮田	丈乃
設立時理事	相馬	宣正
設立時理事	榊居	祐三
設立時理事	萩原	敬三
設立時理事	石塚	達義
設立時理事	高木	睦子
設立時理事	大塚	哲朗
設立時理事	山本	昇
設立時理事	小磯	英次
設立時監事	小川	晃

設立時監事 石野美保子

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- 1 住所 神奈川県小田原市
氏名 都築 融光
- 2 住所 神奈川県横須賀市
氏名 宮田 丈乃
- 3 住所 神奈川県中郡二宮町
氏名 相馬 宣正
- 4 住所 神奈川県鎌倉市
氏名 榊居 祐三
- 5 住所 神奈川県伊勢原市
氏名 萩原 敬三

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築 融光、同 宮田 丈乃、同 相馬 宣正、同 榊居 祐三、同 萩原 敬三 の定款作成代理人行政書士永井 隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 21 年 1 月 6 日

設立時社員 都築 融光
同 宮田 丈乃
同 相馬 宣正
同 榊居 祐三
同 萩原 敬三

定款作成代理人

住所 横浜市神奈川区
行政書士 永井 隆一

ルル

Ⅲ 一般社団法人神奈川県保育会役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)定款第19条第2項の規定に基づき、役員を選任手続きに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の資格)

第2条 理事は、原則として地区代表委員である企画運営委員会委員から選任する。

(理事の選任方法)

第3条 理事の選任方法は、理事会推薦及び企画運営委員会推薦とする。

(理事会推薦名簿の作成)

第4条 理事長は、理事会において、新任の企画運営委員会名簿の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による理事候補者名簿を作成する。但し、理事会が必要と判断した場合には、正会員の中から候補者を名簿に加えることができる。

2 前項の名簿は、理事候補者名簿として、企画運営委員会に提案して同意を得なければならない。

(企画運営委員会推薦理事候補の選任)

第5条 理事長は、企画運営委員会において、自薦又は他薦による理事候補者を募集して希望者が出た場合には、企画運営委員会に諮り、同意が得られた場合には、前条の名簿に加えるものとする。

(理事の選任)

第6条 理事会において作成した理事候補者名簿は、総会に提案して承認を得なければならない。

(理事会の組織及び理事長の選任等)

第7条 前条において承認を受けた理事は、理事会を組織し、理事の中から、理事長を互選又は投票等により選任し、総会の承認を得なければならない。

(役員名簿の作成)

第8条 前条において承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長及び事業別担当理事並びに職務代理者を指名して、役員名簿を作成し、総会に報告するものとする。

(監事の選任)

第9条 理事長は、理事会において、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による監事候補者名簿を作成し、総会に提案して承認を得なければならない。

(規程に定めのない事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の決議により決する

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

25

平成24年度 保育事業永年勤続表彰者名簿

(敬称略)

No.	市町名	保育園名	職名	氏名	備考
1	横須賀市	市立上町保育園	主任保育士	鳥井由紀	
2	横須賀市	市立鴨居保育園	保育士	梨子田牧子	
3	横須賀市	市立津久井保育園	保育士	高野美也子	
4	横須賀市	市立津久井保育園	保育士	船木久美子	
5	横須賀市	市立逸見保育園	主任保育士	岡田木綿子	
6	横須賀市	衣笠保育園	主任保育士	伊野知美	
7	平塚市	市立大神保育園	調理員	山本聖美	
8	平塚市	市立神田保育園	調理員	高山美香	
9	平塚市	市立しらさぎ保育園	調理員	笹尾充子	
10	平塚市	市立南原保育園	調理員	下地安子	
11	平塚市	いずみ保育園	主任保育士	齋藤由貴子	
12	平塚市	富士見保育園	保育士	荻野美和子	
13	鎌倉市	市立大船保育園	保育士	清水由美	
14	鎌倉市	市立腰越保育園	保育士	鈴木千恵子	
15	鎌倉市	富士愛育園	保育士	新保京子	
16	藤沢市	市立柄沢保育園	保育士	三谷由佳	
17	藤沢市	市立鵜沼保育園	給食調理員	牧野かおり	
18	藤沢市	市立高砂保育園	調理班長	田村美奈子	
19	藤沢市	市立辻堂保育園	調理員	高橋由美	
20	藤沢市	市立辻堂保育園	用務員	古谷勝功	
21	藤沢市	市立またの保育園	調理員	岡部加奈子	
22	藤沢市	市立明治保育園	調理員	鈴木真由美	
23	藤沢市	二葉保育園	保育士	門谷ほづみ	
24	小田原市	小田原愛児園	保育士	石川和代	
25	小田原市	小田原愛児園	保育士	金山靖子	
26	小田原市	小田原乳児園	保育士	朝倉さやか	
27	小田原市	国府津保育園	保育士	川内美香	
28	小田原市	春光保育園	副主任保育士	舘田知佐	
29	小田原市	富水保育園	保育士	平岡理恵子	
30	小田原市	富水保育園	保育士	田中郁子	
31	茅ヶ崎市	松林保育園	保育士	伊藤明子	
32	茅ヶ崎市	中海岸保育園	主任保育士	森島明日香	
33	茅ヶ崎市	西久保保育園	主任保育士	平井郁恵	

No.	市町名	保 育 園 名	職 名	氏 名	備 考
34	逗子市	市立小坪保育園	給食調理員	佛 淵 睦 美	
35	秦野市	西湘秦野保育園	保育士	梅 城 由 美	
36	秦野市	やまゆり保育園	保育士	齊 藤 明日香	
37	厚木市	市立小鮎保育所	主任	千 崎 淳 子	
38	厚木市	市立小鮎保育所	主査	小 島 美 波	
39	厚木市	市立玉川保育所	主任	根 橋 あゆ美	
40	厚木市	市立もみじ保育所	主任	浅 岡 静 香	
41	厚木市	市立もみじ保育所	保育士	柴 令 子	
42	厚木市	依知保育園	主任保育士	早 川 知 子	
43	厚木市	依知保育園	保育士	大 湊 和 美	
44	大和市	市立福田保育園	保育士	岡 本 蘭 子	
45	大和市	市立緑野保育園	保育士	時 田 美 穂	
46	大和市	市立若草保育園	保育士	中 園 加 奈	
47	伊勢原市	市立中央保育園	給食調理員	高 橋 啓 子	
48	伊勢原市	伊勢原愛児園	保育士	鴨 頭 理 恵	
49	伊勢原市	伊勢原愛児園	副園長	石 井 和 弘	
50	伊勢原市	大原保育園	主任保育士	長 船 薫	
51	海老名市	市立柏ヶ谷保育園	主任保育士	塩 川 亜紀子	
52	海老名市	市立門沢橋保育園	主任保育士	渡 辺 麻 美	
53	南足柄市	華綾保育園	保育士	小瀬村 良 子	
54	綾瀬市	市立綾南保育園	主査	石 原 靖 恵	
55	綾瀬市	おとぎ保育園	主任保育士	高 林 佳 世	
56	綾瀬市	つぼみ保育園	栄養士	増 田 信 子	
57	寒川町	旭保育園	保育士	井 村 まどか	
58	寒川町	旭保育園	調理員	鳥 海 聡 子	
59	寒川町	旭保育園	調理員	袖 山 直 子	
60	寒川町	旭保育園	保育士	松 本 智 美	
61	寒川町	旭保育園	保育士	福 村 麻由美	
62	寒川町	さむかわ保育園	保育士	千 葉 郁 美	
63	寒川町	さむかわ保育園	保育士	大 津 幸 子	
64	寒川町	さむかわ保育園	保育士	川 口 里 美	
65	開成町	酒田みずのべ保育園	保育士	佐々木 淳 子	
66	湯河原町	町立おにわ保育園	主任保育士	松 永 由美子	

(参考資料)

H24. 4. 9

1 受賞者数の推移

平成 12年	133名
13年	68
14年	64
15年	66
16年	82
17年	87
18年	93
19年	117
20年	126
21年	104
22年	59
23年	63
平成 24年	66名

2 審査対象者の職種別内訳

		公立	私立
園長・副園長	1名		1名
保育士等	50名	20名	30名
調理員等	15名	12名	3名
計	66名	32名	34名

3 その他

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆子ども・子育て新システム関連3法案、国会へ提出◆

去る3月30日の閣議において、「子ども・子育て支援法案」「総合こども園法案」「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律等の整備等に関する法律案（以下、関係整備法案）」の3法案が決定され、同日に国会に提出されました。

3法案の趣旨は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るものとされています。

法律の施行日については、恒久財源を得て早期に本格実施とされていますが、具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期をふまえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討することとされています。なお、指定の手続き等の準備行為は公布の日から、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行されることになります。

また、「子ども・子育て支援法」「総合こども園法」の施行にともなう「関係整備法」

は、児童福祉法、社会福祉法、教育公務員特例法、教育職員免許法等について一部改正が行われます。

なお、3 法案については、内閣府ホームページの少子化対策からご参照いただけます。

<http://www.cao.go.jp/houan/180/index.html>

[添付資料]

「子ども・子育て新システム関連3 法案について」

◆保育所入所待機児童数は 46,620 人◆

～平成 23 年 10 月現在、昨年比 1,700 人余の減少～

厚生労働省は、平成 23 年 10 月現在の保育所入所待機児童数の状況を取りまとめ、3 月 30 日に公表しました。

待機児童状況のポイントは次のとおりです。

○ 保育所入所待機児童数は、46,620 人で昨年と比較し 1,736 人減少

○ 平成 23 年 4 月の待機児童数 25,556 人から、21,064 人増加（1.8 倍）

※ なお、平成 22 年の待機児童数は 4 月の 26,275 人から 10 月は 48,356 人へ増加し 1.8 倍、平成 21 年の待機児童数は 4 月の 25,384 人から 10 月は 46,058 人へ増加し 1.8 倍であった。

※10 月 1 日の待機児童数は、自治体ごとに保育所入所手続き等が異なるため、参考値として集計している。

※全国的な待機児童数の動向は、毎年 4 月 1 日現在で把握している。 詳細は、下記の URL または、厚生労働省ホームページ>報道・広報>報道発表資料>2012. 年 3 月よりご参照いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000022mcp.html>

平成 24 年度人事異動のお知らせ

【厚生労働省（関連異動のみ抜粋）】

新	氏名	旧
保育課課長補佐、 総務課少子化対策企画室長補 佐併任	田 村 悟	大臣官房人事課課長補佐
保育課地域保育係長	岩 瀬 豊 明	保育課幼保連携推進室認定子ど も園運営費係長 保育課運営費係長併任
保育課在宅保育係長	今 井 健 治	保育係長、 保育課在宅保育係長併任
保育課幼保連携推進室認定こ ども園運営費係長、保育課運 営費係長併任	加 藤 泰 士	保育課（運営費係）
保育課（予算係）	田 仲 遥	総務課虐待防止対策室 復興事務官（政策統括官付参事 官付）併任
保育課（運営費係）	佐 藤 絢	職業家庭両立課
保育課（在宅保育係）	坂 部 太 一	大臣官房統計情報部社会統計課
保育課（総務係）	幾 山 哲	独立法人国立重度知的障害者総 合施設のぞみの園
保育課（地域保育係）	田 中 涉	静岡市
保育課（企画調整係）	森 田 真 司	松山市
保育課（企画調整係）	安 井 奨	愛西市
社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室室長	今 村 則 継	保育課課長補佐
書記付予算係長、 書記付経理係長併任	胡 内 敦 司	保育課地域保育係長
母子保健課福祉係長	當 新 卓 也	保育課
社会・援護局福祉基盤課予算 係	末 次 正 尚	保育課

【全国社会福祉協議会(児童福祉部関連異動のみ抜粋)】

新	氏名	旧
児童福祉部部員 (全国保育協議会担当)	山本 有作	中央福祉学院部員
児童福祉部部員 (全国保育士会担当)	有重 沙紀	出向(社会福祉法人旭川荘)
児童福祉部 付 (保育関係担当)	鈴木 一也	社会福祉法人天竜厚生会より出向
児童福祉部部員 (全国乳児福祉協議会担当)	樋川 夏未	総務部部員
政策企画部副部長	岩崎 香子	児童福祉部参事 (全国保育士会担当)
中央福祉学院参事	武田 篤	児童福祉部参事 (全国保育協議会担当)
総務部部員	高柳 嘉彦	児童福祉部部員 (全国乳児福祉協議会担当)
育児休業	直井 香織	児童福祉部部員 (全国保育協議会担当)
(出向解除、3/31付)	津田 美季絵	児童福祉部 付 (社会福祉法人 旭川荘より出向)

*全国保育協議会担当は、下記のとおりです。今年度もよろしくお願ひします。

児童福祉部	参事	岡澤 和枝
	参事	大元 格彦
	部員	山本 有作
	職員	鈴木 一也
	職員	横内 泉恵
	職員	白井 光

子ども・子育て新システム関連3法案について

- ① 子ども・子育て支援法案
- ② 総合子ども園法案
- ③ 関係法律の関係整備法案

の3法案（いずれも、予算非関連法案）

3法案の趣旨： すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て
て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連
の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・
保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実
を図る。

子ども・子育て支援法案の概要

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

- (1) 総則
 - ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定
- (2) 子ども・子育て支援給付
 - ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）
 - ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、こども園給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）
- (3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者
 - ◆ 指定こども園等の指定手続、責務、指定基準、指定の更新、指定の取消、業務管理体制の整備、指導監督
 - ◆ 指定こども園等に対し、利用を希望する子どもへの利用についての市町村のあっせん及び要請
 - ◆ 指定こども園等に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等
- (4) 地域子ども・子育て支援事業
 - ◆ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業、妊婦健診等
- (5) 子ども・子育て支援事業計画
 - ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援計画の策定、都道府県子ども・子育て支援計画の策定）
- (6) 費用等
 - ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)
- (7) 子ども・子育て会議等
 - ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営等
- (8) 雑則・(9) 罰則

関係整備法： 児童福祉法の一部改正（各事業の定義、市町村の保育の提供体制の確保義務・利用のあっせん・要請・入所の措置等の規定等（24条）等を規定）

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）
※指定の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行

総合こども園法案の概要

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 総則

- ◆ 総合こども園法の目的、定義規定
(総合こども園は教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設)

(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等

- ◆ 教育及び保育の目標及び内容（総合こども園保育要領の策定等）、入園資格

(3) 総合こども園の設置等

- ◆ 設置者（国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人）
- ◆ 区分経理等（総合こども園の経営に関する会計の区分、剰余金の配当制限等）
- ◆ 設備及び運営の基準（国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める）
- ◆ 総合こども園に置く職員（園長、保育教諭等）
- ◆ 職員の資格（保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等）
- ◆ 設置廃止等の手続、指導監督、評価・情報公開等

(4) 雑則・(5) 罰則

- ◆ 名称の使用制限、主務大臣、罰則等

関係整備法：

- ◆ 教育公務員特例法の一部改正（公立総合こども園の保育教諭等について、教育公務員として位置づけ）
- ◆ 教育職員免許法の一部改正（総合こども園に勤務する職員の保有する幼稚園教諭免許状の取扱い）
- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（総合こども園に関する事務への教育委員会の関わりについて規定）
- ◆ 社会福祉法の一部改正（総合こども園を経営する事業について第二種社会福祉事業に位置づけ）
- ◆ 認定こども園法の廃止

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）
（※）認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行

<p align="center">子ども・子育て支援法案</p>	<p align="center">総合子ども園法案</p>	<p align="center">関係整備法案</p>
<p>趣旨： すべての子どもに良質な教育環境を保障する等のため、めも及び子育ての支援のために創設するにこの必要の源に関する包括的かつ制度的の構築等の措置を講ずる。</p> <p>概要： (1) 総則 (目的、基本理念、責務規定、定義規定) (2) 子ども・子育て支援給付 ◆子どものための現金給付 (児童手当) ◆子どものための教育・保育給付 (支給認定、こども園給付、地域型保育給付) (3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者 (指定基準、責務、更新、取消、業務管理体制の整備、あつせん、要請、情報の報告・公表等) (4) 地域子ども・子育て支援事業 (5) 子ども・子育て支援事業計画 (国の基本指針、市町村計画、都道府県計画) (6) 費用等 (国・地方の負担等) (7) 子ども・子育て会議等 (会議の設置、組織、権限及び運営等) (8) 雑則 (9) 罰則</p>	<p>趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児の学校教育及び保育を並に見守る者に対する「総合的園」の設置、運営その他必要な事項を定める。</p> <p>概要： (1) 総則 (目的、定義) (2) 総合こども園の教育及び保育の目標等 (教育及び保育の目標及び内容、入園資格等) (3) 総合こども園の設置等 (設置者、区分経理・配当制限、設備及び運営の基準、職員の資格、廃止等の手続き、指導監督等) (4) 雑則 (名称の使用制限、経過措置、主務大臣等) (5) 罰則</p>	<p>趣旨： 子ども・子育て支援法及び関係法律の規定の整備を行う。</p> <p>概要： (1) 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う所要の改正等 (子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う児童福祉法等の改正、認定こども園法の廃止等) (2) 国の所管等に関する所要の改正</p> <p align="center">※内閣府設置法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法及び総合こども園法に関する所掌規定 子ども・子育て会議の設置等

※ 施行日：

政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)
※指定・認可の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行

子ども・子育て新システムについて

I 基本的な考え方(ポイント)

■ すべての子どもにも良質な成育環境を保障し、子ども・子育てで家庭を社会全体で支援

○ すべての子ども・子育て家庭への支援 (児童手当、地域子育て支援など)

○ 幼保一体化 (こども園の創設など)
 ・ 給付システムの一体化 (こども園の創設)
 ・ 施設の一体化 (総合こども園の創設)

■ 新たな一元的システムの構築

○ 基礎自治体 (市町村) が実施主体

・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

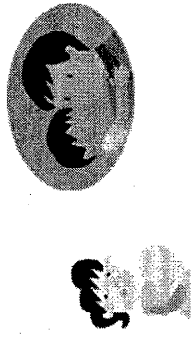
・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○ 政府の推進体制・財源を一元化

・ 制度ごとバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○ 子ども・子育て会議の設置

・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者等 (子ども・子育て支援担当者等 (子ども・子育て支援に関する事業に従事する者) が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる) が、子育て会議を設置



※こども園とは指定を受けた総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称。

II 給付・事業

○ 子ども・子育て支援給付

・ 児童手当

・ こども園給付

= 総合こども園、幼稚園、保育所、
 それ以外の客観的な基準を満たした施設
 ・ 地域型保育給付 = 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等

○ 子ども・子育て支援事業

・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
 ・ 延長保育、病児・病後児保育事業
 ・ 放課後児童クラブ・妊婦健診 等

III 指定制の導入

(イメージ)
 事業の開始

指定制の導入により、質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることにより、保育の量的拡大を図るとも、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

総合こども園、幼稚園又は保育所の認可	【認可施設と同等の基準を満たす施設】	【基準を満たさない施設】 〔ベビーホテル等〕
こども園	こども園	多様な保育事業者
指定により、こども園給付の対象	指定により、地域型保育給付の対象	X

総合こども園の創設

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。

○ 総合こども園については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

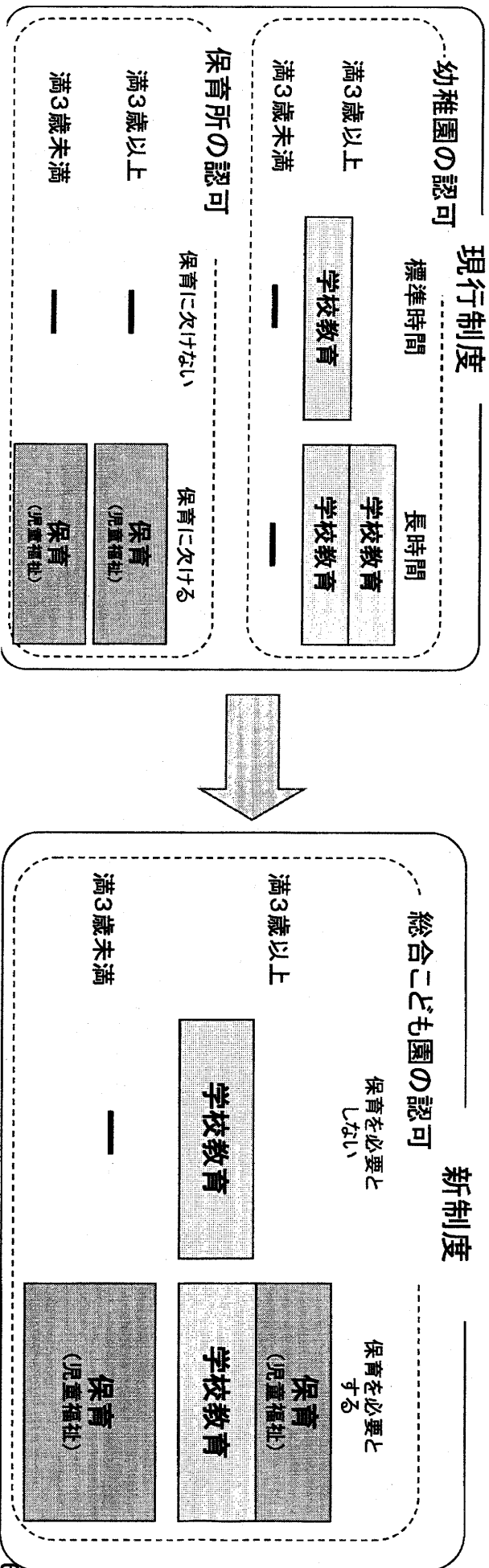
※ 総合こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 総合こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等（※1）により、満3歳未満児の受入れを含め、総合こども園への移行を促進する（※2）。

※1 例えば現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室（満3歳未満児については自園調理が必須）等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与すること等

※2 保育所（3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、一定期間（公立：10年、私立：3年）後に全て総合こども園に移行。



參考資料

子ども・子育て支援

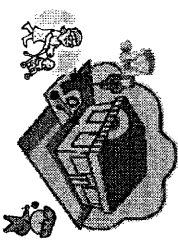
- 待機児童の解消
- 質の高い幼児期の学校教育・
- 保育の提供(幼保一体化)
- 地域の子育て支援の充実

より子どもを生き、
育てやすく

【新システムの主な内容】

○ 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供(幼保一体化)

- ・ 保育所と幼稚園の良さをあわせもつ施設(総合こども園)の創設、移行の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を一つに



○ 待機児童対策を強力に推進

- ・ こども園を中心に、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

2012年	2014年	2017年
3歳未満児の保育利用率 24%(86万人)	→35%(105万人)	→44%(122万人)
放課後児童クラブ 22%(83万人)	* →32%(111万人)	→40%(129万人)

(* 2011年5月時点)

○ 大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、こども園に加え、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)

○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実

2012年	2017年
地域子育て支援拠点 ファミリー・サポート センター事業 7,587カ所 *	→10,000カ所 →950市町村

(* 2011年度交付決定ベース)



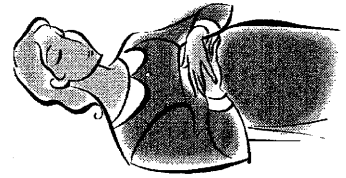
税・社会保障一体改革のうち、子育て支援の分野では、保育への参入基準を、これまでの認可制から指定制に移行させ、公費で支援する施設などの数を抜本的に増やします。また、延長保育、病児・病後児保育なども拡大し、様々なニーズに対応します。

現行

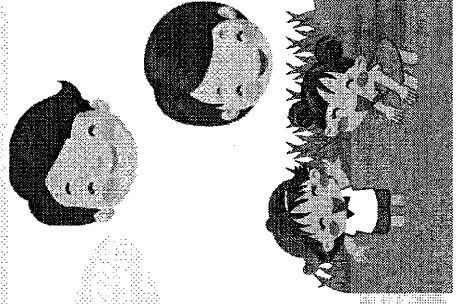
- 保育所は認可制、保育の必要性の判断も市町村に委ねられており、保育の量が増えにくい制度。
- 保育は保育所が主体。
- 財源不足により保育の量の拡大に支障。

新制度 (「子ども・子育て新システム」)

- 保育への参入は指定制。
保育の必要性の認定も全国統一の客観基準で行う。
- 保育所・幼稚園・認定こども園から移行した総合こども園のほか、小規模保育、家庭的保育(保育ママ)など、選択肢を増やす。延長保育や病児・病後児保育も拡大。
- 量の拡大や充実のために十分な財源確保
- 地域の子育て支援の充実



2017年度末までに	
3歳未満児の保育所等	86万人→122万人(3歳未満児の44%)
延長保育等	89万人→103万人
放課後児童クラブ	83万人→129万人



誰もが安心して子どもを産み育てられる社会を実現
女性の社会進出を促進
→少子化問題を改善し、今後の経済成長につなげる

給付設計の全体像

子ども・子育て新システムでは、こども園給付・地域型保育給付といった幼児期の学校教育・保育に
対する給付や、延長保育などの事業、地域の子育て支援のための事業、妊婦健診、児童手当などの
給付・事業が、市町村から一元的に提供されることとなります。

- 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、
乳児家庭全戸訪問事業 等

(※) 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- 妊婦健診

- こども園給付

こども園

： 総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客
観的な基準を満たした施設をこども園として指定

- 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付・地域型保育給付は、早期・夜間・休日保育にも
対応。

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 放課後児童クラブ

- 児童手当

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→将来の検討課題

幼保一体化の進め方 (イメージ)

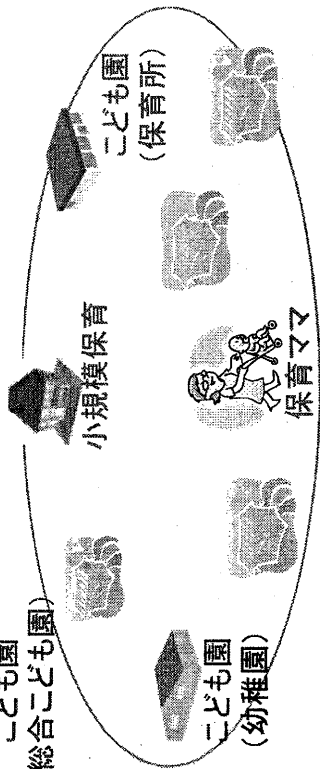
- ・ 国は、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」を策定し、財政措置の一体化及び強化等により総合こども園への移行を政策的に誘導します。
- ・ 市町村は、市町村新システム事業計画に基づき、地域における、満3歳以上の保育を利用する家庭の子ども状況、満3歳以上の保育を利用しない家庭の子ども状況、満3歳未満の保育を利用する家庭の子ども状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備します。

(例)

○ 都市部

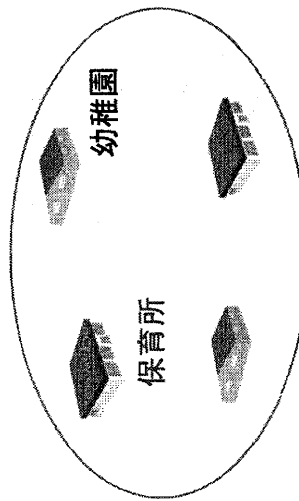


こども園
(総合こども園)



- ・ 学校教育や保育のニーズの増大に応じ、総合こども園を始め地域の実情等に応じた学校教育・保育の提供体制の整備を行う。

○ 人口減少地域



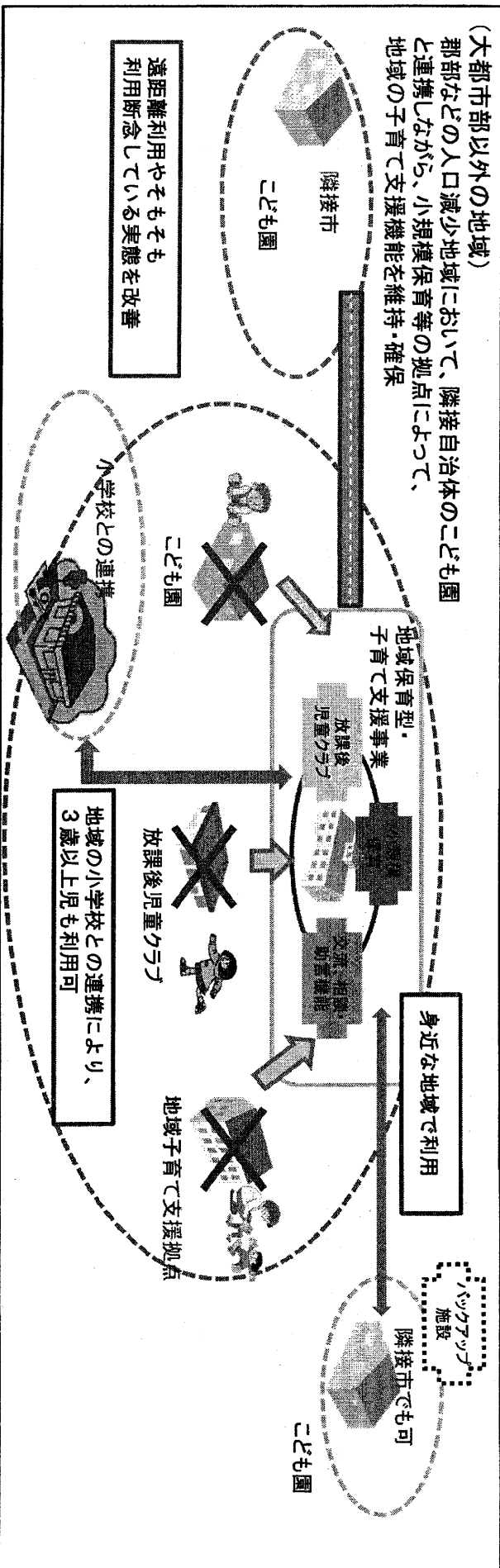
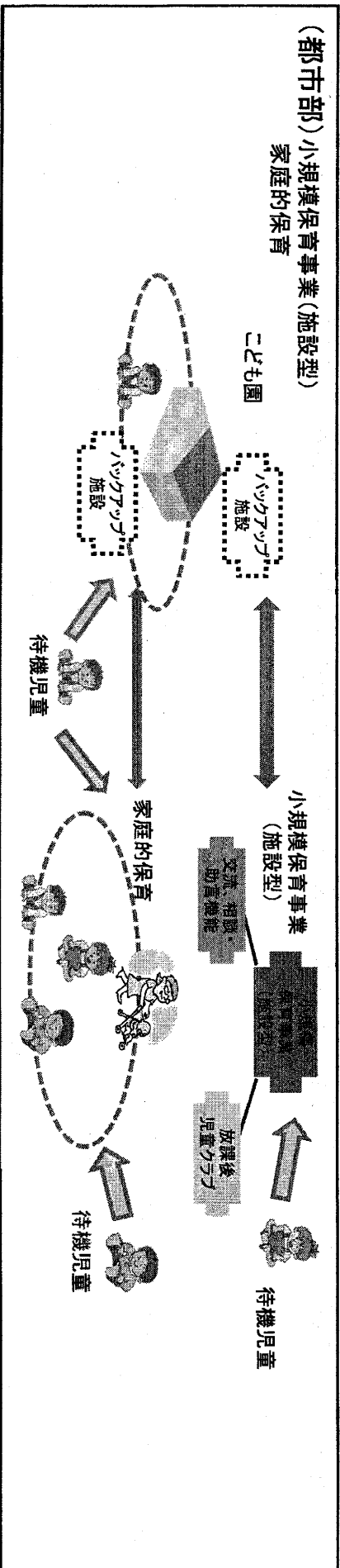
こども園
(総合こども園)

- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設の総合こども園への移行を推進する。

- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設の総合こども園への移行を推進する。


小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実（イメージ）

- 都市部では、こども園をバックアップ施設として、保育ママなどの小規模保育を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- 人口減少地域では、隣接自治体のこども園と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。



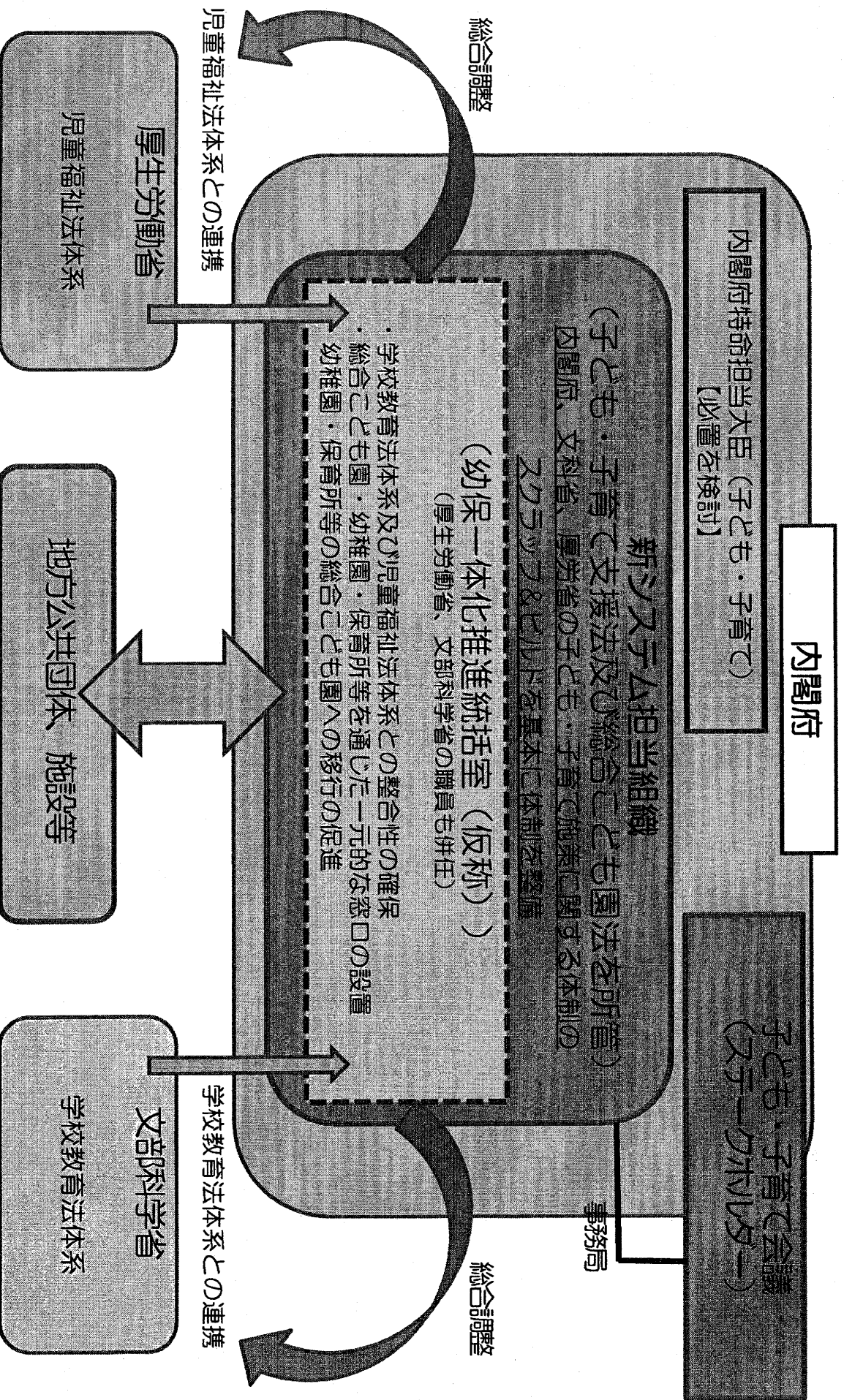
社会保障改革の具体策、工程及び費用試算

「社会保障・税一体改革案」
(平成23年6月30日 政府与党社会保障改
進黨対本朝決定)より抜粋

A 充実 (金額は公費 (2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費 (2015年))	C 工程	D 所要額 (公費) 2015年	E 所要額 (公費) 2025年
<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等 (待機児童の解消) 質の高い学校教育・保育の実現 (幼保一体化の実現) <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23% → 2014年 35% (2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な子育て支援 (家庭や地域における養育の支援) の充実 放課後児童クラブの拡充 <p>→ 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人 → 2014年 111万人</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会的養護の充実 <p>→  ○ 女性の就業率の向上 ☆ ○ 保育等の従業者の増加 ☆</p> <p>→ 女性の (25～44歳) の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築 	<p>重点化・効率化 (2015年)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆ 質を確保するための基準と併せて質の改善を図る 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 国及び地方における実施体制の一元化 (「子ども家庭省 (仮称)」の創設等) <p>重点化・効率化計 (2015年)</p>	<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>⇒</p> <p>税制抜本改革とともに、早急に法案提出</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>
<p>子ども子育て計</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>

「☆」成長戦略に特に関係が深い項目

内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元化的体制（イメージ）
 《省庁再編の際には子ども家庭省（仮称）へ移行》



一般社団法人 神奈川県保育会
副理事長 萩原 敬三 殿

平成 24 年 3 月 30 日
民主党神奈川県第 16 区総支部長
衆議院議員 後藤 祐一

貴団体より、ご要望いただきました件につきまして

1. 国はすべての子どもの最善の利益を保障するため、質と量の確保された制度の構築を図っていただきたい。
2. 児童福祉施設最低基準を改善し、保育の質の向上を図っていただきたい。
3. 「子ども・子育てビジョン」における保育所等整備を確実に実行するための施設整備費の確保を図っていただきたい。
4. 地方の財政状況に左右されない、国としての安定した保育所運営費の確保を図っていただきたい
5. 一時預かり事業について、地域の子どもと家族のニーズに応えられるよう、事業継続・発展が図れる仕組みとしていただきたい。
6. 東日本大震災からの復興に関し、保育所が「被災者の生活再建に必要不可欠」な存在であることを基とした対応を図っていただきたい。

政府に申入れをした結果、別紙の通り回答がありましたので、ご報告させていただきます。

今後とも神奈川県保育会の皆様のご意見を頂戴しつつ、皆様が安心して暮らしていける社会となるよう取組みを進めてまいります。

1. 子ども・子育て新システムの検討にあたっては「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に示されている「すべての子どもへの良質な
成育環境を保障し、子どもを大切に社会」
の実現を基本とし、下記の視点により制度的対
応を図っていただきたい。

(1) 児童福祉としての役割を維持するべき

(答)

「子ども・子育て新システム」では、児童福祉法及び子ども・子育て支援法（仮称）において、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にし、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障することとしており、児童福祉の機能も更に充実させていくことにしている。

(2) 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき

(答)

1 子ども・子育て新システムは、社会保障・税一体改革による税制抜本改革によって、恒久的な財源を確保して実施することを前提としている。

2 新システムの実施に当たって必要な追加所要額としては、「社会保障・税一体改革成案」において、税制抜本改革以外の財源を含めて1兆円程度の措置を今後検討するとされており、財源確保のために最大限努力を行うことにしている。

(3) 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならぬ

(答)

質の改善に直接つながる職員配置の充実、職員処遇改善等については、税制抜本改革による恒久財源を得ることを前提に、順次、優先順位をつけながら、実現を図ることとしている。

(4) 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

(答)

1 新システムでは、これまでの保育所保育指針、幼稚園教育要領を基に、「総合こども園保育要領（仮称）」を定めることとしており、子どもの発達の連続性を確保することとしている。

2 また、子どもが満3歳となったとき、円滑に切れ目のない支援を行うため、施設間・事業間の連携・提携等の方策を講じていくこととしている。

(5) 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

(6) 利用の障壁となる内容は認められるべきではない

(答)

1 新システムでは、児童福祉法において、保育を必要とする子どもに対し、市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずる全体的な責務を規定するとともに、虐待事例など特別な支援を必要とする子どもに対する利用の勧奨や入所の措置等の規定を設けることとしている。

2 また、子ども・子育て支援法（仮称）には、市町村による計画的な学校教育・保育の整備、こども園給付（仮称）等による個人給付と権利保障、契約による利用手続・市町村の関与による利用者支援の規定を設けることとしている。

3 これらにより、真に利用が必要な人が利用できる制度としたい。

(7) 市町村の関与を法で明確に定めるべき

(答)

「子ども・子育て新システム」においては、市町村の権限と責務として

・ 子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施

・ 質の確保された給付・事業の提供

・ 給付・事業の確実な利用の支援

・ 事業の費用・給付の支払い

・ 計画的な提供体制の確保、基盤整備

を児童福祉法及び子ども・子育て支援法（仮称）の二法の中に位置づけ、市町村がその権限と責務を果たし、子どもが確実に学校教育・保育を受けることができるとする仕組みとするとしている。

2. 児童権利条約による子どもの権利を保障するために、子どもの活動にふさわしく、より安心・安全で良質な保育等の環境を確保するための児童福祉施設最低基準等の抜本的な改善を図っていただきたい。

(答)

子ども・子育て新システムの実施に当たっては、税制抜本改革による恒久財源を得ることを前提に、保育等の量的拡充に加え、職員配置の充実など質の改善を図っていききたい。

3. 「子ども・子育てビジョン」における保育所等整備を確実に実行するための施設整備費の確保を図っていただきたい。

(答)

1 待機児童解消のため、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)で、保育の定員を毎年約5万人ずつ増加する目標を設定するなど、基盤整備を進めている。

※ H22.4 約216万人 → H23.4 約220万人

2 この目標達成に向けた保育所の施設整備については、平成20年度第2次補正予算で創設した「安心こども基金」を、平成23年度第4次補正予算案において積み増すとともに実施期限を延長し、集中重点的に支援を行うことにしている。

※ 第4次補正予算案での積み増し額：1,234億円

(文科省分(36億円)を含めた合計は1,270億円)

※ 実施期限：平成24年度末まで延長

(保育所の整備事業等については、24年度中に工事に着手し、25年度に完了等が見込まれる場合助成対象。)

4. 地方の財政状況に左右されない、国としての安定した保育所運営費の確保を図っていただきたい。

(答)

民間保育所運営費については、待機児童の解消に向け、子ども・子育てビジョンに基づき、保育所の受入児童数の拡大（毎年度約5万人増）を図るため、約3,962億円（前年度約3,744億円）に比して218億円の増）を平成24年度予算案に計上している。

5. 一時預かり事業について、地域の子どもと家族のニーズに応えられるよう、事業継続・発展を図れる仕組みとしていただきたい。

(答)

1 一時預かり事業は、保護者の働き方にかかわらず、普遍的に子ども・子育て家庭に必要なものであり、すべての子ども・子育て家庭が身近に利用できる事業とすべきである。

2 このため、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）では、平成26年度までの数値目標を設定し、その達成に向け事業を推進しており、平成24年度予算案でも、必要な経費を計上している。

(参考) 一時預かり事業の数値目標
(平成20年度) → (平成26年度)
延べ348万人 延べ3,952万人

3 また、新システムでは、一時預かり事業についても、市町村システム事業計画による計画的な提供体制の確保を図ることにより、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら充実を図っていくこととしている。

6. 東日本大震災からの復興に関し、保育所が「被災者の生活再建に必要不可欠」な存在であることを基とした対応を図っていただきたい。

(1)被災地における保育の着実な実施ならびに保育所再建への並行的な支援

(被災施設の再整備に係る最大限の補助、仮設施設の確保、被災施設の再整備に係る債務免除・返済の猶予など)

(答)

1 被災した保育所の復旧については、社会福祉施設等災害復旧費補助金により支援を行っており、東日本大震災での被災に対しては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)に基づき、自治体及び設置者の負担軽減を図っているところ。

2 なお、保育所が復旧するまでの間についても適切な保育を提供できるよう、仮設施設の設置に要する経費も併せて災害復旧費で支援している。

3 また、保育所等の再開に当たって必要な備品の購入等に要する経費についても、平成23

年度第3次補正予算で計上し、支援を行っている。

4 更に、被災した社会福祉施設等の再建を支援するため、福祉医療機構が行う医療・福祉貸付について、貸付利率を一定期間無利子とすることや、旧債務に係る償還期間を延長するなどの措置がとられている。

(2)被災した子ども、保護者、保育所従事者の心のケアに関する継続的な働きかけ

(答)

1 被災した子ども等の心のケアに関しては、被災地の児童相談所職員等による支援の他、平成23年度第1次補正予算では、27億円を安心子ども基金に積み増しし、児童福祉に携わる専門職種の者が避難所や仮設住宅などで被災した子どもが生活する場で相談・援助を行う取り組みを支援している。

2 さらに、現地で不足している子どもの心の専門家の派遣など、中長期的な支援体制を構築するため、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に対し、

- ① 被災地の行政や関係機関と協働した取組を進める「東日本大震災中央子ども支援センター」の設置及び、
- ② センターの下で、関連する職能団体、学会、民間団体等が支援方法を協議する協議会の設立を要請し、昨年10月に設置された。

3 また、厚生労働省としても、被災県のニーズをよりの確に把握し、センターとの密接な連携協力を図るため、雇用均等・児童家庭局内に「東日本大震災被災地子ども支援室」を設置した。

(3) 保育再開時における保育用品を始めとした物的支援

(答)

保育所等の再開に当たって必要な備品の購入等に要する経費については、平成23年度第3次補正予算で計上し、支援を行っている。

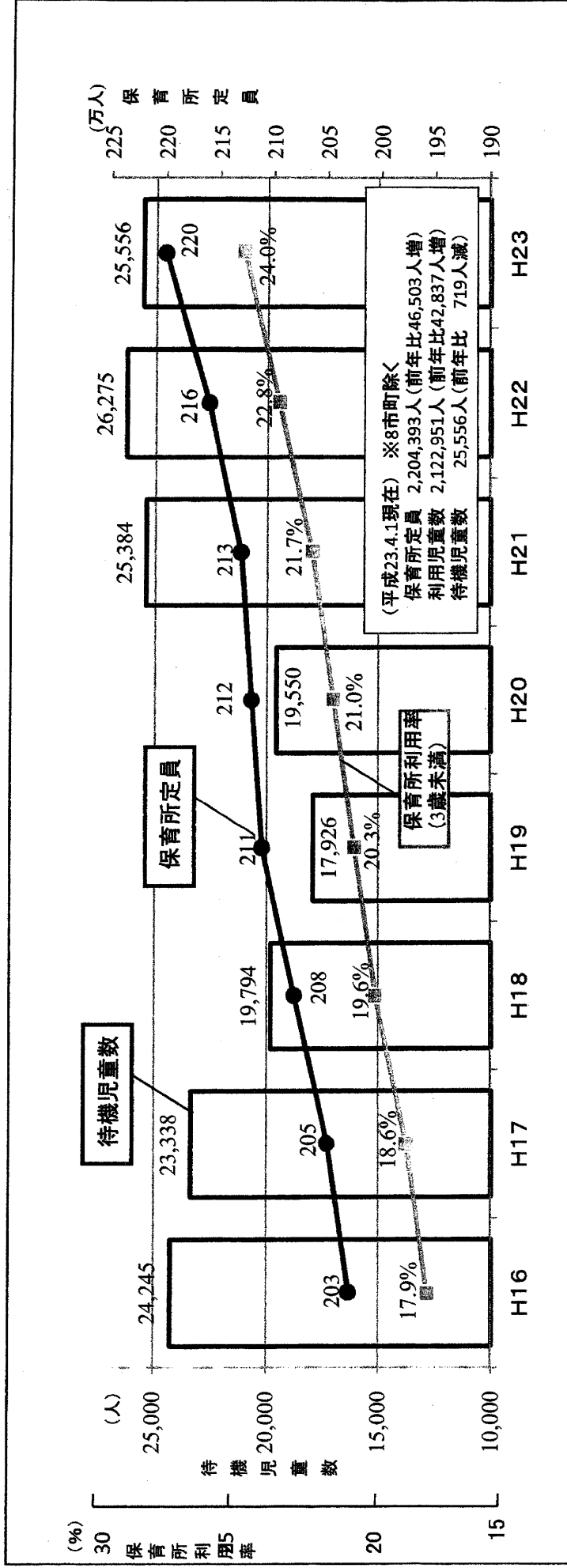
(4) 関係者の雇用確保や継続に関する支援

(答)

1 東日本大震災に被災したことにより入所児童数が減少した保育所への平成23年度の運営費については、その保育所を設置する法人が職員との雇用契約を継続し、何らかの福祉業務等に従事させている場合には、平成22年度と同額程度を支弁できる特例を設けている。

2 平成24年度の取扱いについては、被災した保育所でのこの特例の活用状況や、今後の入所児童数の動向などを把握した上で、検討していく。

保育所利用状況等について



【取組】○ 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月閣議決定)に基づく保育サービスの拡充

子育て支援の総合的な対策として、「子ども・子育てビジョン」では、待機児童の解消に向け、潜在的な保育ニーズにも対応した保育サービスの拡充を図ることとし、保育サービスの利用定員を毎年5万人増やすこととしている。

【目標：平成26年度】 保育サービスの利用定員 241万人 (3歳未満時の利用割合 35%)

- 「待機児童解消「先取り」プロジェクト」を平成23年度から実施し(グループ型小規模保育[複数の保育者による家庭的保育]、最低基準を満たす認可外保育施設への公費助成)、平成24年度にプロジェクトを強化するための予算を要望枠として要求している(グループ型小規模保育の安全対策に要する経費、最低基準を満たす認可外保育施設への開設準備経費)。
- 「子ども・子育て新システム検討会議」において、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討し、中間とりまとめを平成23年7月29日に少子化社会対策会議において決定した。

平成 23 年 10 月 4 日 (火)

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長補佐 鈴木 義弘 (内線 7925)

保育係長 今井 健治 (内線 7947)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2542

保育所関連状況取りまとめ (平成 23 年 4 月 1 日)

厚生労働省では、このほど、平成 23 年 4 月 1 日時点での保育所の定員や待機児童の状況を取りまとめましたので公表します。

なお、今回のとりまとめは、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手県、宮城県、福島県の 8 市町 (※) を除いて集計しています。

○保育所定員は220万 4 千人

増加数：平成22年 4 月→平成23年 4 月：4 万 6 千人(*)

*平成23年 4 月の集計から除外した 8 市町の定員を、平成22年度と同数 (2 千人) と仮定すると、平成23年 4 月の総定員は220万 6 千人 (4 万 8 千人増)

【参考】平成21年 4 月→平成22年 4 月：2 万 6 千人

○保育所を利用する児童の数は42, 837人増加

- ・保育所利用児童数は2, 122, 951人で、前年から42, 837人の増。
- ・年齢区分別では、3 歳未満が31, 226人の増、3 歳以上は11, 611人の増となっている。

○待機児童数は25, 556人で 4 年ぶりに減少

- ・この 1 年間で待機児童数は719人減少した。
- ・待機児童のいる市区町村は、前年から20減少して337。
- ・100人以上増加したのは、名古屋市 (677人増)、那覇市 (381人増)、福岡市 (238人増) など 6 市。一方、横浜市 (581人減)、鹿児島市 (272人減)、川崎市 (225人減) などの 8 市区は100人以上減少した。

○特定市区町村は94市区町村

- ・特定市区町村 (注) は前年から 7 市区町村減少し、94市区町村となった。
- 注：50 人以上の待機児童がいて、児童福祉法で保育事業の供給体制の確保に関する計画を策定するよう義務付けられる市区町村。

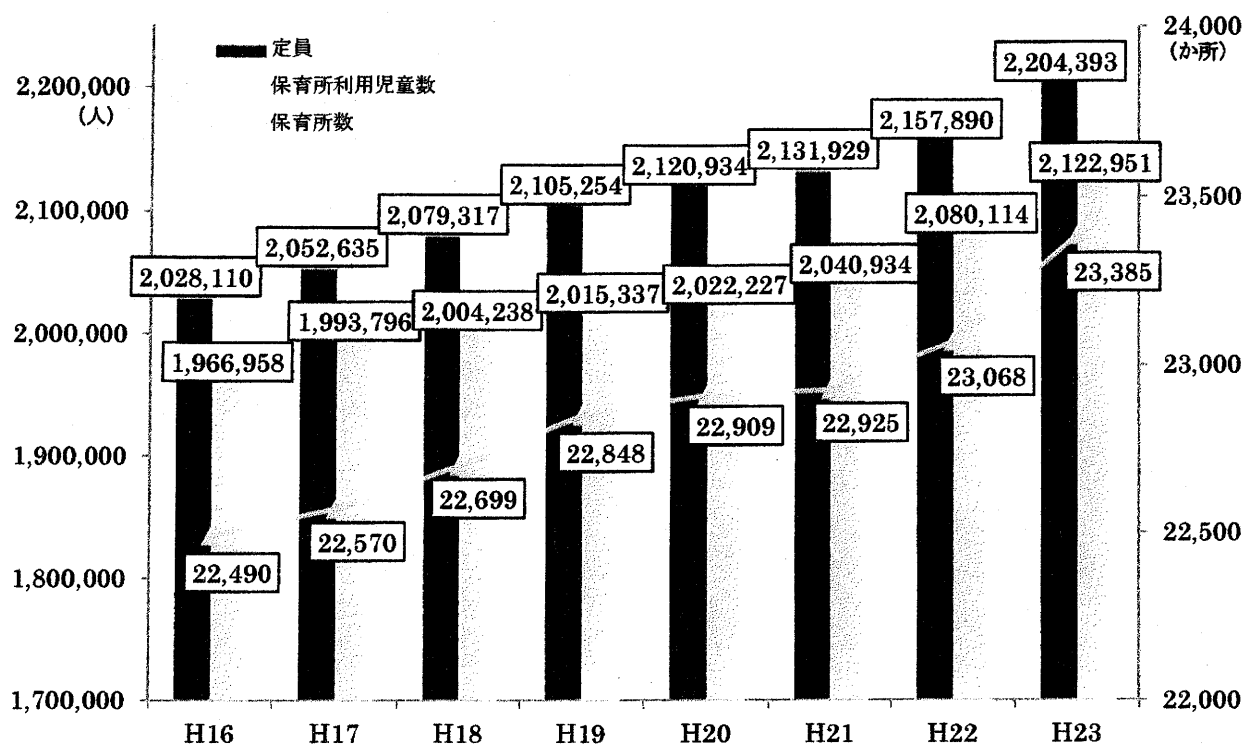
※ 8 市町…岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町、広野町、富岡町

◎平成 22 年 4 月 1 日時点の状況 (8 市町計)：保育所定員：2, 210 人、利用児童：2, 000 人、待機児童数：0 人

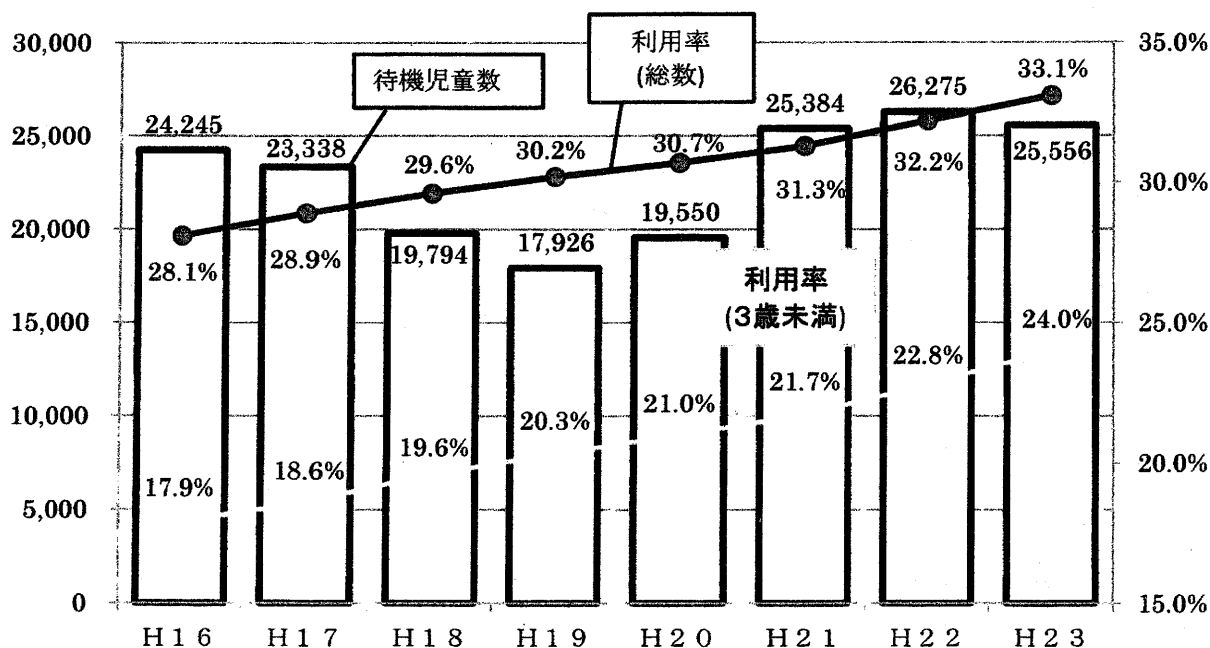
1. 保育所利用児童数等の状況

※平成23年の保育所定員・利用児童数等は
8市町を除いた集計値

(保育所定員数、利用児童数及び保育所数の推移)



(保育所待機児童数及び保育所利用率の推移)



[表1] 保育所の定員・利用児童数等の状況

	保育所数	定員	利用児童数	定員充足率
平成22年	23,068	2,157,890人	2,080,114人	96.4%
平成23年	23,385	2,204,393人	2,122,951人	96.3%

① 施設数

施設数は2万3千385か所で、前年に比べ317か所（1.4%）の増。

② 定員

定員は220万4千393人で、前年から4万6千503人（2.1%）の増。

③ 利用児童数

保育所を利用する児童の数は212万2千951人で、前年から4万2千837人（2.0%）の増。1029市区町村で約5万8千人増加した一方、651市町村で約1万5千人の減少。（調査を実施できなかった8市町（2千人）は、減少として計上）

④ 定員充足率

定員充足率（利用児童数÷定員）は96.3%で、0.1ポイントの減。

[表2] 年齢区分別の保育所利用児童の割合

	平成23年4月	平成22年4月
3歳未満児(0～2歳)	773,311人 (24.0%)	742,085人 (22.8%)
うち0歳児	105,366人 (9.8%)	99,223人 (9.2%)
うち1・2歳児	667,945人 (31.0%)	642,862人 (29.5%)
3歳以上児	1,349,640人 (42.4%)	1,338,029人 (41.7%)
全年齢児計	2,122,951人 (33.1%)	2,080,114人 (32.2%)

(保育所利用児童の割合：当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数)

[参考] 年齢区分別の就学前児童数

	平成23年4月	平成22年4月
3歳未満児(0～2歳)	3,228,102人	3,254,000人
うち0歳児	1,072,353人	1,078,000人
うち1・2歳児	2,155,749人	2,176,000人
3歳以上児	3,185,992人	3,210,000人
全年齢児計	6,414,094人	6,464,000人

※人口推計年報（各前年10月1日現在）

○ 保育所利用児童割合

就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）は33.1%で、前年（32.2%）に比べ0.9%の増加。うち、3歳未満児は24.0%で、前年（22.8%）に比べ1.2%の増加。

2. 保育所待機児童数の状況

※平成23年の保育所待機児童数等は
8市町を除いた集計値

	23年4月1日(A)	22年4月1日(B)	差引(A-B)
待機児童数	25,556人	26,275人	▲719人

[表3] 年齢区分別の待機児童数

	23年利用児童数(%)	23年待機児童数(%)
低年齢児(0~2歳)	773,311人(36.4%)	21,109人(82.6%)
うち0歳児	105,366人(5.0%)	3,560人(13.9%)
うち1・2歳児	667,945人(31.5%)	17,549人(68.7%)
3歳以上児	1,349,640人(63.6%)	4,447人(17.4%)
全年齢児計	2,122,951人(100.0%)	25,556人(100.0%)

○ 年齢区分別待機児童数

低年齢児が全体の82.6%を占める。

そのうち、特に1・2歳児(1万7千549人)が多い。

[表4] 待機児童数の多い市区町村数

待機児童数	市区町村
100人以上	62(66)
50人以上100人未満	32(35)
1人以上50人未満	243(256)
計	337(357)

()は22年4月1日の数値

○ 待機児童のいる市区町村数

待機児童がいる市区町村数は337(全市区町村の19.4%)で、前年より20の減。保育計画を策定しなければならない待機児童が50人以上の市区町村は94で、前年より7の減。

待機児童数が100人以上は、前年より4市区町の減で62。

[表5] 都市部とそれ以外の地域の待機児童数

	利用児童数(%)	待機児童数(%)
7都府県・指定都市・中核市	1,124,742人(53.0%)	20,939人(81.9%)
その他の道県	998,209人(47.0%)	4,617人(18.1%)
全国計	2,122,951人(100.0%)	25,556人(100.0%)

○ 都市部の待機児童の状況

都市部の待機児童として、首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（政令指定都市・中核市含む）及びその他の政令指定都市・中核市の合計は20,939人（前年より1,168人減）で、全待機児童の81.9%（前年より2.2%減）を占める。

（データ出典）

保育所施設数、保育所定員及び保育所利用児童数

- ・・・21年以前－社会福祉行政業務報告（厚生労働省統計情報部）
- ・・・22年－福祉行政報告例（概数）（厚生労働省統計情報部）
- ・・・23年－厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

待機児童数・・・保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

就学前児童数・・・平成22年人口推計年報（総務省統計局（各年10月1日現在））

平成22年国勢調査

(資料1) 受入児童数(利用児童数)が100人以上増加した地方自治体

(平成23年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	受入児童増加数 (H23.4.1に おける対前年)	人	都道府県	市区町村	受入児童増加数 (H23.4.1に おける対前年)	人
1	神奈川県	横浜市	2,374	68	埼玉県	加須市	174	
2	神奈川県	川崎市	1,195	69	埼玉県	所沢市	173	
3	北海道	札幌市	1,091	70	岐阜県	岐阜市	165	
4	愛知県	名古屋市	1,024	71	東京都	文京区	164	
5	大阪府	大阪市	995	72	長崎県	長崎市	163	
6	広島県	広島市	875	73	東京都	江戸川区	161	
7	京都府	京都市	851	74	京都府	木津川市	160	
8	福岡県	福岡市	804	75	千葉県	浦安市	159	
9	東京都	世田谷区	799	76	山梨県	甲府市	159	
10	鹿児島県	鹿児島市	697	77	栃木県	宇都宮市	156	
11	新潟県	新潟市	615	78	鳥取県	米子市	155	
12	兵庫県	神戸市	571	79	千葉県	八千代市	154	
13	熊本県	熊本市	539	80	沖縄県	豊見城市	154	
14	大阪府	堺市	495	81	埼玉県	蕨市	153	
15	宮城県	仙台市	485	82	千葉県	市川市	152	
16	秋田県	秋田市	446	83	三重県	鈴鹿市	150	
17	宮城県	涌谷町	441	84	岩手県	盛岡市	148	
18	埼玉県	さいたま市	422	85	東京都	八王子市	146	
19	千葉県	船橋市	401	86	埼玉県	伊奈町	143	
20	福岡県	久留米市	396	87	山形県	鶴岡市	141	
21	東京都	江東区	390	88	東京都	目黒区	141	
22	滋賀県	大津市	377	89	沖縄県	読谷村	141	
23	東京都	練馬区	367	90	群馬県	前橋市	140	
24	東京都	品川区	350	91	東京都	荒川区	136	
25	宮城県	宮崎市	339	92	東京都	調布市	136	
26	東京都	大田区	335	93	神奈川県	茅ヶ崎市	136	
27	神奈川県	相模原市	328	94	福井県	福井市	135	
27	神奈川県	藤沢市	306	95	岡山県	岡山市	135	
29	三重県	松阪市	300	96	埼玉県	深谷市	134	
30	東京都	町田市	299	97	新潟県	長岡市	133	
31	大阪府	東大阪市	291	98	大阪府	八尾市	132	
32	静岡県	浜松市	284	99	東京都	府中市	130	
33	沖縄県	沖縄市	281	100	愛知県	刈谷市	130	
34	千葉県	流山市	264	101	大阪府	高槻市	130	
35	鳥根県	松江市	260	102	茨城県	鹿嶋市	128	
36	宮城県	大崎市	257	103	東京都	杉並区	128	
37	千葉県	柏市	250	104	大阪府	豊中市	127	
38	埼玉県	川越市	247	105	神奈川県	大和市	126	
39	山形県	山形市	246	106	青森県	八戸市	125	
40	京都府	宇治市	240	107	三重県	四日市市	125	
41	鳥取県	鳥取市	231	108	沖縄県	那覇市	125	
42	福島県	福島市	230	109	東京都	国分寺市	124	
43	群馬県	太田市	230	110	大阪府	寝屋川市	124	
44	東京都	中央区	224	111	茨城県	牛久市	120	
45	東京都	北区	223	112	京都府	亀岡市	120	
46	岡山県	倉敷市	221	113	奈良県	生駒市	120	
47	兵庫県	明石市	217	114	愛知県	犬山市	118	
48	広島県	福山市	217	115	長崎県	佐世保市	118	
49	兵庫県	姫路市	214	116	香川県	高松市	115	
50	東京都	西東京市	210	117	千葉県	野田市	114	
51	兵庫県	川西市	208	118	大阪府	吹田市	114	
52	茨城県	つくば市	207	119	茨城県	筑西市	113	
53	神奈川県	鎌倉市	207	120	埼玉県	越谷市	112	
54	奈良県	奈良市	207	121	奈良県	香芝市	112	
55	茨城県	水戸市	203	122	熊本県	大津町	111	
56	沖縄県	名護市	201	123	東京都	新宿区	110	
57	兵庫県	加古川市	200	124	滋賀県	彦根市	110	
58	東京都	板橋区	199	125	熊本県	合志市	110	
59	兵庫県	西宮市	197	126	埼玉県	草加市	109	
60	宮城県	都城市	190	127	愛知県	阿久比町	108	
61	沖縄県	浦添市	189	128	和歌山県	和歌山市	108	
62	福岡県	北九州市	184	129	秋田県	能代市	106	
63	千葉県	松戸市	183	130	静岡県	焼津市	103	
64	兵庫県	伊丹市	183	131	岩手県	一関市	101	
65	広島県	東広島市	183	132	愛知県	春日井市	101	
66	兵庫県	宝塚市	181	133	石川県	金沢市	101	
67	沖縄県	宜野湾市	180		合計		35,751	

(資料2) 市区町村別保育所利用児童数の増減

(平成23年度-平成22年度)

都道府県	利用児童数が増加した市区町村での累計		利用児童数が減少した市区町村での累計		計	利用児童数に変動がない市区町村数	政令指定都市 中核市	利用児童数の増加数	利用児童数の減少数	計
	人	市区町村数	人	市区町村数						
1 北海道	850	76	713	83	137	17	48 札幌市	1,091		
2 青森県	311	14	266	23	45	2	49 仙台市	485		
3 岩手県	455	16	1,741	17	△ 1,286		50 さいたま市	422		
4 宮城県	1,275	22	2,687	12	△ 1,412		51 千葉市	45		
5 秋田県	396	13	140	10	256	1	52 横浜市	2,374		
6 山形県	648	21	124	13	524	1	53 川崎市	1,195		
7 福島県	472	22	2,442	32	△ 1,970	3	54 相模原市	328		
8 茨城県	1,490	33	230	10	1,260	1	55 新潟市	615		
9 栃木県	225	16	104	10	121		56 静岡市	54		
10 群馬県	411	12	214	18	197	3	57 浜松市	284		
11 埼玉県	2,448	49	160	13	2,288		58 名古屋市	1,024		
12 千葉県	1,971	39	176	12	1,795		59 京都市	851		
13 東京都	6,213	53	54	7	6,159	2	60 大阪市	995		
14 神奈川県	1,178	20	85	9	1,093		61 堺市	495		
15 新潟県	460	12	334	17	126		62 神戸市	571		
16 富山県	112	7	157	7	△ 45		63 岡山市	135		
17 石川県	153	11	197	7	△ 44		64 広島市	875		
18 福井県	463	12	77	5	386		65 北九州市	184		
19 山梨県	430	13	177	11	253	3	66 福岡市	804		
20 長野県	338	28	469	44	△ 131	4	政令指定都市計	12,827	0	12,827
21 岐阜県	613	22	305	19	308		67 旭川市	44		
22 静岡県	603	20	275	13	328		68 函館市	16		
23 愛知県	1,124	26	560	22	564	2	69 青森市	94		
24 三重県	907	16	148	12	759	1	70 盛岡市	148		
25 滋賀県	569	14	62	4	507		71 秋田市	446		
26 京都府	774	13	165	11	609	1	72 堺山市		38	
27 大阪府	1,295	31	76	6	1,219	2	73 いわき市		495	
28 兵庫県	1,628	28	138	9	1,490		74 宇都宮市	156		
29 奈良県	585	21	53	8	532	9	75 前橋市	140		
30 和歌山県	386	15	347	13	39	1	76 高崎市	71		
31 鳥取県	506	11	92	8	414		77 川崎市	247		
32 島根県	485	14	51	7	434		78 船橋市	401		
33 岡山県	322	13	130	11	192	1	79 柏市	250		
34 広島県	469	13	116	6	353	2	80 横須賀市		16	
35 山口県	353	12	96	5	257	1	81 富山市	59		
36 徳島県	295	11	155	13	140		82 金沢市	101		
37 香川県	95	9	54	7	41		83 長野市		27	
38 愛媛県	294	10	188	9	106		84 岐阜市	165		
39 高知県	168	15	151	15	17	3	85 豊橋市	58		
40 福岡県	1,342	40	228	16	1,114	1	86 豊田市	87		
41 佐賀県	621	14	76	6	545		87 岡崎市		28	
42 長崎県	438	14	52	6	386		88 大津市	377		
43 熊本県	801	30	238	14	563		89 高槻市	130		
44 大分県	282	12	23	5	259		90 東大阪市	291		
45 宮崎県	497	14	138	7	359	4	91 姫路市	214		
46 鹿児島県	657	23	101	16	556	3	92 西宮市	197		
47 沖縄県	1,963	24	114	10	1,849	7	93 尼崎市	64		
都道府県計	38,371	974	14,679	638	23,692	75	94 奈良市	207		
							95 和歌山市	108		
							96 倉敷市	221		
							97 福山市	217		
							98 下関市	33		
							99 高松市	115		
							100 松山市	16		
							101 高知市	23		
							102 久留米市	396		
							103 長崎市	163		
							104 熊本市	539		
							105 大分市	92		
							106 宮崎市	339		
							107 鹿児島市	697		
							中核市計	6,922	604	6,318
							合計	58,120	15,283	42,837

*注1 利用児童数は、雇用均等・児童家庭局保育課調べ
 *注2 都道府県の数値には、政令指定都市・中核市は含まず
 *注3 市区町村の総数は1,747(平成23年4月1日現在)
 *注4 調査を実施できなかった岩手県陸前高田市及び大槌町、福島県広野町、富岡町及び浪江町、宮城県山元町、女川町及び南三陸町の8市町は利用児童数が減少した市区町村として計上している。

(資料3) 都道府県・政令指定都市・中核市別 保育所待機児童数 集約表

(平成23年4月1日現在)

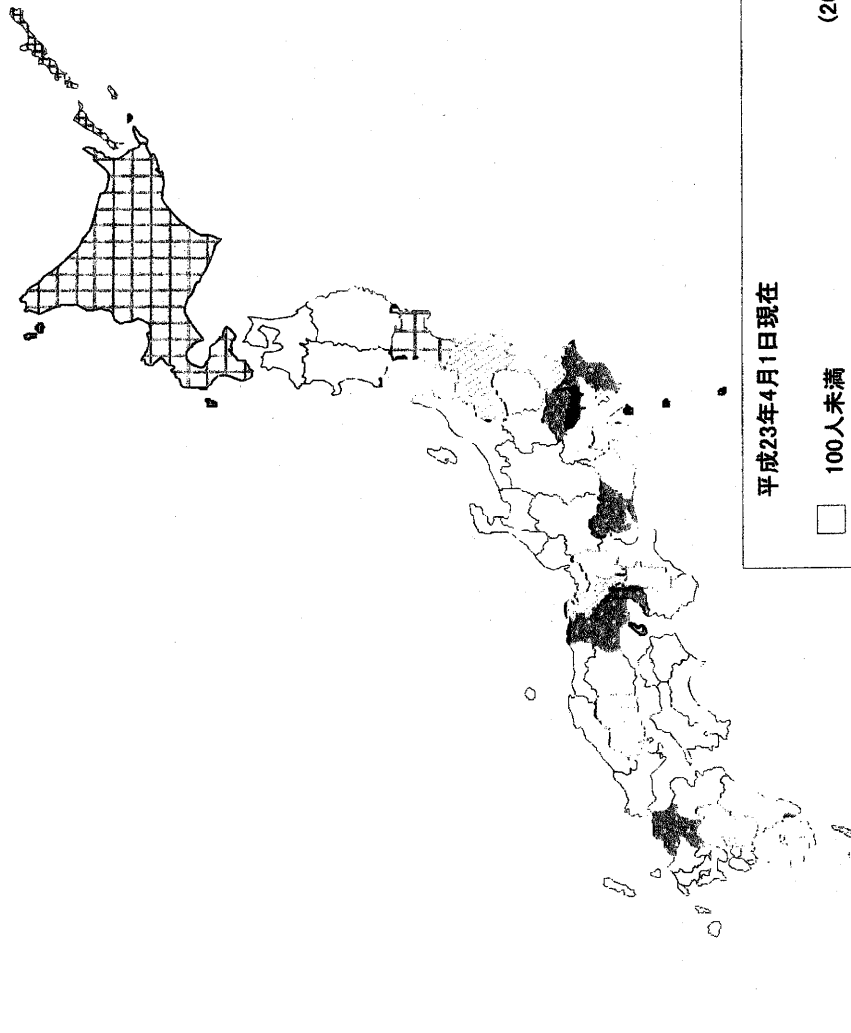
都道府県	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数	(参考)地方 単独保育施策	政令指定都市 中核市	保育所数	定員	利用児童数	待機児童数	(参考)地方 単独保育施策
1 北海道	536	40,262	34,328	3	85	48 札幌市	205	19,008	19,920	865	0
2 青森	382	25,861	25,255	0	24	49 仙台市	129	12,045	12,468	498	238
3 岩手	279	19,961	18,645	37	0	50 さいたま市	131	11,411	11,684	143	507
4 宮城	218	16,429	14,317	343	176	51 千葉市	109	10,892	11,451	350	96
5 秋田	198	18,011	17,247	4	22	52 横浜市	459	40,007	40,705	971	1,054
6 山形	237	20,977	20,427	127	35	53 川崎市	180	15,905	16,630	851	982
7 福島	222	17,925	15,345	70	0	54 相模原市	75	8,213	8,512	460	179
8 茨城	484	44,467	44,489	167	130	55 新潟市	213	19,205	19,039	0	0
9 栃木	279	23,691	23,208	47	36	56 静岡市	104	11,365	11,163	41	2
10 群馬	276	27,825	28,590	10	1	57 浜松市	86	8,640	8,959	115	72
11 埼玉	793	68,899	67,765	974	943	58 名古屋市	290	33,531	33,546	1,275	3
12 千葉	552	54,427	51,518	776	68	59 京都市	252	24,945	27,464	118	0
13 東京	1,800	181,390	178,956	7,855	5,813	60 大阪市	384	44,085	43,625	396	94
14 神奈川	307	30,786	30,830	778	182	61 堺市	102	12,582	13,895	431	81
15 新潟	488	42,861	37,959	3	21	62 神戸市	196	19,698	20,480	481	0
16 富山	222	20,412	18,534	0	0	63 岡山市	114	12,967	13,451	0	856
17 石川	253	26,949	22,870	0	0	64 広島市	169	22,234	21,637	210	0
18 福井	279	26,120	24,481	0	0	65 北九州市	158	15,829	15,629	0	0
19 山梨	240	21,359	19,493	0	0	66 福岡市	177	25,089	26,717	727	0
20 長野	499	51,149	43,103	0	0	政令指定都市計	3,533	367,651	376,975	7,932	4,164
21 岐阜	381	41,069	34,613	5	0	67 旭川市	57	4,244	4,605	128	31
22 静岡	317	31,987	30,842	210	43	68 函館市	47	3,610	3,329	0	0
23 愛知	731	92,648	77,390	131	84	69 青森市	87	5,680	6,302	0	0
24 三重	428	40,716	37,272	40	3	70 盛岡市	59	5,285	5,324	46	0
25 滋賀	205	21,639	20,458	323	0	71 秋田市	53	4,774	4,657	0	0
26 京都	232	26,316	23,766	80	14	72 郡山市	38	3,099	3,289	54	0
27 大阪	628	67,521	69,140	557	316	73 いわき市	65	6,000	4,906	0	0
28 兵庫	471	40,220	39,791	229	259	74 宇都宮市	71	6,460	7,109	49	0
29 奈良	152	18,352	16,381	114	0	75 前橋市	60	6,020	6,147	0	0
30 和歌山	158	16,109	13,080	9	0	76 高崎市	84	7,680	7,934	0	0
31 鳥取	192	17,190	16,037	0	1	77 川崎市	37	3,065	3,050	69	65
32 島根	284	20,585	20,181	13	0	78 船橋市	66	7,484	8,033	152	0
33 岡山	199	16,645	15,471	44	0	79 柏市	38	4,207	4,083	154	83
34 広島	320	26,127	22,440	3	10	80 横須賀市	41	3,825	3,788	35	0
35 山口	254	20,605	19,259	12	0	81 富山市	86	10,315	9,595	0	0
36 徳島	214	15,915	13,961	29	0	82 金沢市	110	11,225	11,399	0	0
37 香川	134	12,470	10,987	0	0	83 長野市	82	8,380	7,919	0	0
38 愛媛	254	20,102	16,946	0	0	84 岐阜市	47	5,455	4,914	0	0
39 高知	174	12,725	10,101	0	5	85 豊橋市	57	8,410	8,472	0	0
40 福岡	484	46,961	47,016	322	16	86 豊田市	59	9,103	5,939	16	12
41 佐賀	222	20,310	20,297	3	0	87 岡崎市	53	7,520	6,474	0	0
42 長崎	333	23,091	22,726	0	0	88 大津市	51	5,328	5,725	84	0
43 熊本	434	31,015	31,577	193	0	89 高槻市	41	4,386	4,831	134	194
44 大分	215	14,625	14,320	2	0	90 東大阪市	62	6,507	7,211	192	10
45 宮崎	280	18,571	18,652	0	0	91 姫路市	84	9,856	9,654	38	0
46 鹿児島	366	23,614	24,947	58	0	92 西宮市	52	4,700	5,322	279	0
47 沖縄	382	32,452	34,964	2,295	68	93 尼崎市	81	6,147	6,288	44	5
都道府県計	16,988	1,549,341	1,459,975	15,866	8,355	94 奈良市	41	5,777	5,074	58	0
						95 和歌山市	58	7,155	6,212	0	22
						96 倉敷市	89	10,235	10,622	21	0
						97 福山市	116	11,591	11,430	0	0
						98 下関市	56	5,170	5,021	0	0
						99 高松市	73	8,304	8,246	0	0
						100 松山市	64	6,005	5,875	39	0
						101 高知市	85	9,215	9,111	22	2
						102 久留米市	73	7,600	7,482	14	0
						103 長崎市	102	8,195	8,176	22	0
						104 熊本市	153	14,985	15,858	1	0
						105 大分市	64	6,226	6,687	22	0
						106 宮崎市	118	9,145	10,129	0	0
						107 鹿児島市	104	9,033	9,779	85	0
						中核市計	2,864	287,401	286,001	1,758	424
						合計	23,385	2,204,393	2,122,951	25,556	12,943

注1 岩手県陸前高田市及び大槌町、福島県広野町、富岡町及び浪江町、宮城県山元町、女川町及び南三陸町の8市町は含まず。

注2 都道府県の数値には政令指定都市・中核市は含まず。

注3 (参考)地方単独保育施策は、保育所の入所申込が提出され入所要件に該当しているが、地方公共団体の単独保育施策(いわゆる保育室)に入所しているため待機児童に含まれない児童数

(資料4) 23/4/1 全国待機児童マップ (都道府県別)



平成23年4月1日現在

- 100人未満 (26)
- ▨ 100人以上 500人未満 (10)
- ▧ 500人以上1,000人未満 (2)
- ▩ 1,000人以上3,000人未満 (7)
- 3,000人以上 (1)
- 5,000人以上 (1)

都道府県	待機児童数 人
北海道	996
青森県	0
岩手県	83
宮城県	841
秋田県	4
山形県	127
福島県	124
茨城県	167
栃木県	96
群馬県	10
埼玉県	1,186
千葉県	1,432
東京都	7,855
神奈川県	3,095
新潟県	3
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	5
静岡県	366
愛知県	1,422
三重県	40
滋賀県	407
京都府	198
大阪府	1,710
兵庫県	1,071
奈良県	172
和歌山県	9
鳥取県	0
島根県	13
岡山県	65
広島県	213
山口県	12
徳島県	29
香川県	0
愛媛県	39
高知県	22
福岡県	1,063
佐賀県	3
長崎県	22
熊本県	194
大分県	24
宮崎県	0
鹿児島県	143
沖縄県	2,295
計	25,556

注1: 岩手県陸前高田市及び大磯町、福島県広野町、富岡町及び浪江町、宮城県山元町、女川町及び南三陸町の8市町は含まず。
 注2: 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

(資料5) 保育計画を策定する市区町村(待機児童数50人以上)

(平成23年4月1日現在)

	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
1	愛知県	名古屋	1,275	677	63	東京都	文京区	98	▲ 8
2	神奈川県	横浜市	971	▲ 581	64	埼玉県	新座市	97	11
3	北海道	札幌市	865	25	65	神奈川県	大和市	97	▲ 22
4	神奈川県	川崎市	851	▲ 225	66	千葉県	松戸市	94	71
5	福岡県	福岡市	727	238	67	東京都	新宿区	92	9
6	東京都	世田谷区	688	▲ 37	68	熊本県	合志市	92	▲ 23
7	東京都	練馬区	564	12	69	兵庫県	宝塚市	90	42
8	宮城県	仙台市	498	▲ 96	70	沖縄県	豊見城市	90	▲ 9
9	沖縄県	那覇市	493	381	71	沖縄県	宮古島市	89	67
10	東京都	足立区	485	49	72	埼玉県	所沢市	88	▲ 48
11	兵庫県	神戸市	481	58	73	鹿児島県	鹿児島市	85	▲ 272
12	東京都	八王子市	468	▲ 28	74	滋賀県	大津市	84	▲ 6
13	神奈川県	相模原市	460	▲ 54	75	滋賀県	近江八幡市	83	13
14	東京都	町田市	435	39	76	奈良県	生駒市	79	8
15	大阪府	堺市	431	141	77	福岡県	太宰府市	78	48
16	東京都	大田区	396	▲ 6	78	千葉県	市原市	74	▲ 8
17	大阪府	大阪市	396	191	79	東京都	狛江市	73	2
18	千葉県	千葉市	350	26	80	東京都	杉並区	71	48
19	東京都	板橋区	341	▲ 120	81	埼玉県	川越市	69	▲ 55
20	兵庫県	西宮市	279	▲ 31	82	東京都	東大和市	64	▲ 32
21	沖縄県	宜野湾市	278	137	83	沖縄県	南城市	64	▲ 8
22	沖縄県	浦添市	274	36	84	千葉県	浦安市	63	▲ 19
23	東京都	江東区	273	▲ 78	85	埼玉県	和光市	61	▲ 32
24	東京都	江戸川区	272	▲ 23	86	東京都	品川区	61	▲ 5
25	東京都	港区	265	▲ 9	87	滋賀県	草津市	60	15
26	千葉県	市川市	259	39	88	東京都	目黒区	59	8
27	神奈川県	藤沢市	254	▲ 33	89	沖縄県	北谷町	58	▲ 12
28	東京都	府中市	252	25	90	奈良県	奈良市	58	▲ 33
29	東京都	調布市	225	▲ 24	91	福岡県	須恵町	56	35
30	東京都	東村山市	222	13	92	福島県	郡山市	54	54
31	沖縄県	沖縄市	213	19	93	千葉県	鎌ヶ谷市	51	28
32	広島県	広島市	210	▲ 10	94	東京都	稲城市	51	▲ 10
33	東京都	三鷹市	197	▲ 46		50人~99人小計	2,383	▲ 143	
34	東京都	西東京市	194	15		50人~99人、100人以上 合計	21,033	465	
35	大阪府	東大阪市	192	▲ 28					
36	神奈川県	茅ヶ崎市	175	8					
37	沖縄県	うるま市	173	22					
38	東京都	多摩市	172	▲ 46					
39	東京都	豊島区	171	10					
40	大阪府	茨木市	165	84					
41	沖縄県	糸満市	156	15					
42	千葉県	柏市	154	▲ 29					
43	千葉県	船橋市	152	▲ 22					
44	東京都	葛飾区	145	6					
45	埼玉県	さいたま市	143	▲ 11					
46	東京都	中野区	135	▲ 1					
47	大阪府	高槻市	134	▲ 32					
48	東京都	小平市	133	14					
49	東京都	渋谷区	128	50					
50	北海道	旭川市	128	44					
51	東京都	日野市	122	▲ 40					
52	東京都	立川市	119	11					
53	山形県	山形市	118	▲ 44					
54	京都府	京都市	118	▲ 118					
55	埼玉県	朝霞市	116	54					
56	東京都	小金井市	115	24					
57	静岡県	浜松市	115	▲ 138					
58	沖縄県	八重瀬町	111	78					
59	東京都	東久留米市	107	▲ 6					
60	東京都	墨田区	104	▲ 41					
61	東京都	武蔵野市	104	23					
62	埼玉県	川口市	103	1					
		100人以上小計	18,650	608					

(資料6) 保育所待機児童数が100人以上増減のあった地方自治体

1.待機児童数が100人以上減少した市区町村

	都道府県	市区町村	H23.4.1 待機児童数	H22.4.1 待機児童数	減少
1	神奈川県	横浜市	971	1,552	▲ 581
2	鹿児島県	鹿児島市	85	357	▲ 272
3	神奈川県	川崎市	851	1,076	▲ 225
4	秋田県	秋田市	0	173	▲ 173
5	静岡県	浜松市	115	253	▲ 138
6	東京都	板橋区	341	461	▲ 120
7	京都府	京都市	118	236	▲ 118
8	東京都	中央区	40	152	▲ 112

2.待機児童数が100人以上増加した市区町村

	都道府県	市区町村	H23.4.1 待機児童数	H22.4.1 待機児童数	増加
1	愛知県	名古屋市	1,275	598	677
2	沖縄県	那覇市	493	112	381
3	福岡県	福岡市	727	489	238
4	大阪府	大阪市	396	205	191
5	大阪府	堺市	431	290	141
6	沖縄県	宜野湾市	278	141	137